

令和4年 第7回教育委員会 会議録

日 時	令和4年4月28日(木) 午前9時00分～午前10時25分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	永野教育長、松本委員、流石委員、中野委員、畠山委員
事務局	教育部長、副部長兼学校教育課担当課長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長、学校教育課主幹兼総括指導主事、学校教育課主幹兼総括指導主事、文化財調査事務所長、図書館長、文化資料館担当課長、中央公民館長、教育総務課副課長、教育総務課主任
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第6回会議録の承認について諮る。  (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として、「向日市議会令和4年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について」報告願う。
事務局	— 向日市議会令和4年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について —  (資料に沿って概要を説明)  【質疑等】
委員	1ページ目から2ページ目にある、教育150年記念事業で行われる、文化資料館の特別展について、小中学校からどういう形で見に行くのか、学校単位で授業の一環として見に行く予定なのか、それとも学校展の案内だけするのか、教えていただきたい。
事務局	校長会に文化資料館で実施される150年記念行事の概要を説明した。 基本的には学校単位で全員が揃って行くことは難しいので、学年、あるいは学級単位で日をずらしての活動等になるかと思う。 現在、各学校でその計画をしている段階である。

委員	<p>その記念事業で校歌を唄うとあるが、どのような形のコンサートなのか。</p> <p>また、今の校歌と変わっている校歌もあるのか。</p> <p>向陽小学校が前と違うと聞いたことがあるが、昔の校歌を知っている人を集めて、一度文化資料館で小さいピアノのコンサートという事業があったと記憶している。</p> <p>そのあたりはどのような取組を考えているのか。</p>
事務局	<p>まず、校歌を歌う行事についても、校長会で説明し、感染症の状況を踏まえ、当日に実施するのか、録画やライブ中継等様々な方法を鑑みながら、実施方法を検討しているところである。</p>
事務局	<p>向陽小学校の校歌の歌詞は変わっており、文化資料館1階のラウンジにおいて、「小さいピアノコンサート」の第1弾のときに、新旧ともに校歌を画面に映して、ピアノ演奏に合わせて唄う事業を行った。</p> <p>今回についても、同じようにできるかどうかかわからないが、過去にそういった実績はある。</p>
委員	<p>11ページのあたり、不登校とひきこもりについて、様々な支援を行っていくという中で、個人情報についての扱いは困難な状況にあるとされているが、情報がないと、ひきこもりを含め、不登校に対する子どもたちの支援は難しいと思う。</p> <p>その点はどのように市として関わっているのか、教えていただきたい。</p>
事務局	<p>中学校3年生までの指導で終わるということではなく、進学先あるいは進学を決められなかった子どもについても関わり続けることを、どの中学校においても実践している。</p> <p>卒業生が中学校あるいは個別に、元担任の先生に相談するケースは、複数ある。</p> <p>進路を一度決定した後、自分にはもっと違う進路先があるのではないかななどの相談等もあるので、進路指導主事、元担任が対応し、高校の先生にもその情報を提供していいかなど本人に確認した上で、高校にも情報提供をするなどの支援をしている状況である。</p>
委員	<p>子どもたちは継続して学校に進学したりするが、先生たちが忙しい中、アフターケアをする人たちの関わりの方、スクールカウンセラーや、まなび・生活アドバイザーなどとの関係は、組織的にうまく回っているのか。</p>

事務局	<p>後ほど新規事業のところで説明させてもらうが、スクールカウンセラーや、社会福祉士の資格を持つスクールソーシャルワーカー（SSW）が、各小中学校に拠点校配置できるようにしている。</p> <p>ただ、卒業生が計画的に相談に来るという状況ではないため、なかなか結びつけるケースというものは少ない。</p> <p>しかし9年間の義務教育だけで子どもたち、あるいは保護者の支援が終わるわけではないので、卒業後についても積極的に関わり、ケースによっては専門家の力も借りたいと思っている。</p>
教育長	<p>委員がおっしゃられたとおり、卒業してしまうと関わりを持つことは難しいので、卒業するまでの間どのように関わられるのかが大切である。</p> <p>早期支援特別班もそういう趣旨であり、それが機能するよう、次に説明する新規事業にも関わってくると思う。</p>
委員	<p>不登校生徒とタブレットについて、ICTを活用しての学習支援と、その結果不登校が長期化しないようにというのが、どちらかというところだと相反する難しいところだと思う。</p> <p>子どもに学力をつけさせるのが最終目標であり、一番大事なことだと思うが、長期間に渡るとその対応の難しいところがある。</p> <p>現在こういう事例があるのか、それに対してどのような対応をされるのか、教えて頂きたい。</p>
事務局	<p>昨年度は、タブレットの活用について、日常的な学習での活用、委員がおっしゃったように、感染症で長期的に自宅待機を余儀なくされた児童生徒、そして不登校の児童生徒に対して、どのように活用できるかを模索してきた。</p> <p>模索というのは、10人いれば10人の不登校支援があるので、事例としては、中学校で感染症で余儀なくされた子どもたちへの配信について、全ての授業ではないが、授業のライブ配信を行い、不登校の子どもを持つ保護者のニーズもあったので、可能な限りその配信を不登校の子どもたちにも、ぜひとも積極的に行ってほしいと、校長会へ考え方を伝えた。</p> <p>しかしながら、十人十色なので、委員がおっしゃったように、満足する子あるいはそれを提供しても拒否をする子もいた。</p> <p>学校という看板が目の前に現れるということに対しての恐怖感を覚える子どもたちもいるので、一人一人のその状況に応じた支援が必要である。</p> <p>配信のニーズがあることに対しては可能な限り、最大限情報提供しているという状況である。</p>

委員	<p>配られているタブレットは、Wi-Fiがないと使用できないのか、なくても使用できるのか。</p> <p>不登校に限らず、その各家庭の経済状況にも関係するので、どのようなタブレットが配布されているのか確認したい。</p>
事務局	<p>Wi-Fiが必要なため、ないご家庭については、ニーズがあれば貸し出している。</p>
委員	<p>8ページの男女共同参画社会基本法に関連して、保護者欄について、大部分は父親の名前を書くというのが多いと思うが、父親の名前を書くということに対し、違和感を覚えた。</p> <p>どちらの名前でもいいというような説明はさせているのか。</p> <p>保護者欄の記載については、両方書けるようになっているのか。</p>
事務局	<p>年度当初に出す書類について、保護者の記入欄については、ほとんど1名である。</p> <p>どちらの名前を記載されているのか、数値を調べたことがないが、お父様がおられる家庭でもお母様の名前という方も中にはあるので、あえて説明するか、今、即答できない。</p> <p>その状況も偏りがあるようなら、検討してまいりたい。</p>
委員	<p>家族の状態が変化し、ひとり親の家庭が多い現代で、様々な考え方がある。</p> <p>母子家庭の場合は女性となり、主たる稼ぎ手が誰かと考えてする人もあるかも知れない。</p> <p>とても難しい問題だと思うが、書く欄はだいたい保護者欄になっているのなら、その家庭の価値観によって、どう捉えるかわ変わる。</p> <p>非常に微妙なところである。</p> <p>女性だから差別されていると感じ、何でお父さんの名前ではないのかと感じたのであれば、人権の問題やジェンダーの問題が出てくるという心配が、委員がおっしゃるようにあると思う。</p>
委員	<p>文教常任委員会の、多機能トイレを計画的に進められているが、この多機能トイレの使用というのが難しいところがある。</p> <p>学校でもどういう方が使用するトイレなのか、トイレが混んでいても活用してはいけないのか、多機能トイレの設備を必要とする方がいない場合は使用してもよいなど、そういう活用の仕方などが、先生たちも含めて、子どもたちにお伝えされているのか、多機能トイレの使い方の現</p>

事務局	<p>状はどうなっているか、教えていただきたい。</p> <p>多機能トイレの使い方だが、現状を見ていると、そのトイレが必要な方がいないからか、ほとんど鍵が常時外からかかっている状態である。</p>
委員	<p>鍵がかかっていたら、意味がない。</p>
委員	<p>第4向陽小学校の体育館についているものが鍵がかかっている、使用する場合はお知らせくださいと貼ってあったと思う。</p> <p>避難所となったときに使うことだけを想定されているのか、通常時は児童生徒や、市民なども使えない状態になっていると思う。</p>
事務局	<p>現状、調査不足である。本来の目的ではない状況があれば早急の改善を図りたい。</p>
委員	<p>学校だけでなく、どこに行っても多機能トイレがあるので、その活用の仕方について、子どもたちが大人になったときにしっかり、多機能トイレを必要とされている方が来られたときには譲るとか、その人たちのためだけの多機能トイレでなく、例えば私たちがエレベーターやエスカレーターを使ったりするのと同じような形の活用だと思う。</p> <p>管理上とても大変で、不適切な多機能トイレの使い方というものもあると思うが、これだけ造られるのであれば、子どもたちの将来を見据える中では大事なことかと思う。</p>
教育長	<p>バリアフリー化推進のため、避難所となっている体育館とともに避難所とはなっていない校舎も、体育館並みの整備率にしていくよう、文部科学省において整備目標が示された。</p> <p>施設整備の視点だけではなく、今、流石委員がおっしゃったのは児童生徒の将来、社会に出ていくときにそういうものを身につけておくべきだというご意見だと思うので、それは、事務局において、児童生徒への指導の視点で研究してもらえたらと思う。</p>
委員	<p>12ページの天文館の駐車場について、天文館には駐車場がなく、車では来るなということがかなり強く書かれているが、車で行けることが大事なのではないかと思う。</p> <p>天文館周辺はかなり道も狭く、歩いたり、自転車で رفتったりするときも、結構危ない。</p> <p>子どもも一緒に行くためにも、車で行けるようにした方が、より市民が利用しやすい施設になると思う。</p>

事務局	<p>向日神社との駐車場の問題もあったと思うが、駐車場についての今後の対応や見通し、何か方策はないのか。</p> <p>かつてあった問題も含めて教えていただきたい。</p> <p>天文館の駐車場について、以前から駐車場はなかったが、向日神社の参拝用の駐車場の横に天文館があることもあり、天文館の来館者が向日神社の駐車場に止められるケース、あるいは天文館の来館目的で向日神社に参拝されるケースもあり、昨今、向日神社から駐車場について、天文館に来られる方は、駐車場に停めないでほしいという強い要望があった。</p> <p>そのため、天文館については駐車場がない旨、広報や天文館の職員が現地に立つなどで、周知をしているところである。</p> <p>近くに民間の駐車場が2か所あるため、そこを利用していただくよう案内している。</p>
教育長	<p>天文館の敷地自体もお借りしている立場なので、なかなか難しい状況がある。</p>
委員	<p>ゆめパレアむこうは、少し遠いが車で行けるというのが大きかった。</p> <p>天文館の在り方も含めた、駐車場の問題等もあると思うが、駐車場があると、より市民も利用しやすいと思う。</p>
委員	<p>天文館付近に民間の駐車場がだいぶ増えたが、少しお金がかかる。</p> <p>駐車場代を出してまで行こうという気になるよう、魅力のある、画期的な企画を天文館で計画していただきたい。</p>
教育長	<p>次に、「令和3年度教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応について（令和3年4月～令和4年3月）」報告願う。</p>
事務局	<p>— 令和3年度教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応について（令和3年4月～令和4年3月） —</p> <p>緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置期間中の本市教育委員会における対応を説明する。</p> <p>別紙1は、昨年4月から3月の間で、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されたことを表している。</p> <p>緊急事態宣言については赤色、まん延防止等重点措置は青色で表示しており、教育委員会については、保護者の方に発出した文書の内容について載せている。</p> <p>学校行事については、黄色が始業式や終業式等で、緑の矢印が春季、夏</p>

季、冬季の休業期間、紫が大会や修学旅行等の行事を表している。

2枚目は、向日市及び社会教育施設の対応をまとめたものである。

向日市の対応として、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催等について表している。

別紙2については、具体的な対応について、それぞれまとめたものである。

令和3年7月からとなっているが、7月以前については昨年の第8回の教育委員会でご説明したので、今回は7月以降についてまとめている。

昨年、7月12日からまん延防止等重点措置が解除され、8月2日からまん延防止等重点措置が適用された。

さらに、8月20日から、4回目の緊急事態宣言が発出されたところである。

緊急事態宣言が発出された際に、小中学校の学習活動の対応としては、記載のとおり、音楽や体育、家庭科において、一時的に停止をしたところである。

宿泊学習や修学旅行については、9月末などに実施を計画していたが、2学期末まで延期して実施するという対応したところである。

また、夏季休業期間だが、一昨年については一斉臨時休業等もあり、短い休業期間であったが、昨年についてはほぼ通常通り確保できたところである。

緊急事態宣言期間中は参観について、実施を見合わせたところである。

部活動については、まん延防止等重点措置と緊急事態宣言期間中においては部活動への参加は自校生徒のみ、活動場所は校内のみとし、また時間については2時間以内として活動を制限するなど対応を図ったところである。

留守家庭児童会については、感染防止対策を徹底した上で開会したところである。

社会教育施設等の対応であるが、まず図書館では、まん延防止等重点措置や、緊急事態宣言期間中においては、座席数を30%に減らし、滞在時間を1時間や30分に限定するなどの対応を図ったところである。

文化資料館については、講演会等の定員を半減した上で、感染防止を徹底しながら開館したところである。

天文館については、プラネタリウムを定員80名から25名程度に減らして対応した。

地区公民館については、利用時間の短縮と定員を半分にし、また利用者に激しい運動や合唱や合奏などの活動については自粛していただくよう要請したところである。

学校等開放について、小中学校では、時間の短縮、また緊急事態宣言期間中においては利用停止をしたところである。

	<p>市民体育館については、感染防止対策を徹底した上で開放しており、会議室の利用については定員の半分、トレーニング室については20名、また更衣室については5名程度にするなど対応を図ったところである。</p> <p>別紙2の3ページ目は10月から本年3月までの対応である。</p> <p>これはオミクロン株による、第6波の関係に伴ってまん延防止等重点措置が適用されたところであり、先ほど申し上げた通り、学習活動については音楽、体育、家庭科において、それぞれ活動停止をしている。</p> <p>また、修学旅行については、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が解除された10月以降に、全ての学校が実施できたということである。</p> <p>授業参観については、まん延防止等重点措置においては実施を見合わせたところである。</p> <p>部活動についても、緊急事態宣言解除後は一斉に活動をするのではなく、記載のとおり、3段階において緩和したところである。</p> <p>まん延防止等重点措置期間については、一時的に、先ほど申し上げたような活動の制限をしたところである。</p> <p>4ページについては、各社会教育施設の対応である。</p> <p>先ほど申し上げた7月からの対応とほぼ同様の対応をしたところである。</p> <p>現在は、まん延防止等重点措置も全て解除されているが、京都府内でもまだ高止まりで感染者が続いているような状況であり、本市の小中学校においても、全体的には減少傾向であるが、平均すると連日2、3人ほどの感染者が確認されている。</p> <p>いずれも家庭内での感染であり、学校内では感染が広がっていないので、今後については引き続き学校としっかり連携を図りながら、学校での感染が広がらないように感染防止に努めてまいりたいと考えている。</p> <p>以上、緊急事態宣言等に係る対応である。</p> <p><b>【質疑等】</b></p> <p>修学旅行と宿泊学習について、一番子どもたちが楽しみにしていた行事が、全て滞りなく無事終わったのはよかった。</p> <p>保護者や子どもも不安があった中、スムーズにできたのではないかと思います。</p> <p>コロナ禍でかなり教職員の方の苦労があったと思う。</p> <p>子どもたちの様子と保護者との関係、どのような思いで送り出されたのかも含めて、お教えいただきたい。</p>
事務局	<p>昨年度、実施計画は5月から6月と、年度当初に実施する計画を立てていたが、感染症の影響により、全ての小中学校において延期を余儀なくさ</p>

	<p>れた。</p> <p>そのため、感染状況がどの時点でピークを迎えるかと、まず学校の教員がそれを見通しながら、そして2学期のどの場所に行事を持ってくるかということについては、本当に教職員のコロナ対応については一番苦労されたところかと思う。</p> <p>前もってそのように教職員が延期を周知するということに関しては、保護者の方からなぜ行くのだとか、延期をする理由は何だというような、大きく目立った、強いご意見は伺っていない。</p> <p>むしろ、修学旅行を終えた子どもたちの表情や声を保護者の方が間近に見聞きして、感謝の言葉をいただいたことのほうが多かったかと思う。</p> <p>後ほど年間事業計画のところでも説明するが、今年についても、1校を除いて8小中学校が1学期に修学旅行を計画している。</p> <p>1校は、先ほど申したように、年間行事を変えるというのは教職員にとっては非常にエネルギーが要するため、延期になることを想定して、当初から2学期に計画をしている。</p> <p>修学旅行についてはどんな行事にも代えがたい行事であるため、可能な限り、12月までを期限として延期、実施をしたいという考え方である。</p> <p>なお、5月17日に西ノ岡中学校が実施を計画していた修学旅行は、今週の月曜日に延期を判断し、保護者に周知をしたところである。</p> <p>理由は、行き先の感染状況を踏まえて、子どもたちの安心安全を優先したということで、ご理解をいただき、延期に対する保護者の方々からの反対のご意見は伺っていないと聞いている。</p>
委員	行き先や内容の変更、あるいは今後変更を検討することはあるのか。
事務局	<p>すでに延期を実施した学校については、行き先を変更している。</p> <p>延期をすると言ったそのタイミングで、行き先を変えることも含め、おおむね2学期に実施するということについて、それぞれ説明をしてきたところである。</p>
委員	行き先の変更は、去年もあったのか。
事務局	昨年度も行き先を変更した学校は複数校あった。
委員	文化祭はなかったということか。
事務局	修学旅行の延期をしたその日を外せば文化祭ができるということではなく、文化祭までの約10日間から15日間、2週間程度はきっちりそれに取り組むので、そこに修学旅行が入ってしまうと実施はなかなか困難であ

	<p>る。</p> <p>実績としては、昨年度はたまたまその期間が取れた西ノ岡中学校のみ、文化祭を実施したという状況である。</p> <p>次に、「令和4年度小中学校の主な新規事業等について」報告願う。</p> <p>— 令和4年度小中学校の主な新規事業等について —</p> <p>諸報告資料をご覧いただきたい。</p> <p>表の見方だが、向陽小学校から寺戸中学校まで、各本年度における新規事業についてまとめている。</p> <p>国の指定や、府の指定、府の配置、市の配置、それぞれ事業の種類分けをしている。</p> <p>事業の中身については、それぞれの語尾、事業名の後にアンダーラインを引き、新規と示しているのが本年度新規に取り組みされる事業である。</p> <p>それぞれ年次は1分の1など、1年間の研究あるいは4年間、3年間のうちの何年目かということについて、年次という欄に示している。</p> <p>公開日等がまだ決まっていないところもあるため、整理をして再度お示ししたいと考えている。</p> <p>全体的な説明になるが、各校の指導体制の充実を図るために、まず大きなこととして、通級指導教室の担当教諭が、これまでは寺戸中学校以外だったが、本年度、新規に配置をいただき、全小中学校において、通級指導教室を開室できることになった。</p> <p>スクールカウンセラーとまなび・生活アドバイザーについては、配置校と拠点校ということで、全ての小中学校に拠点配置をされることになっている。</p> <p>それから、向日市の特別支援教育支援員及び小中学校の学校図書館支援員を継続して本年度も配置を考えている。</p> <p>なお、令和3年度、昨年度末に教育委員会でお諮りいただいた、向日市立小中学校共同学校事務室について、西ノ岡中学校に配置し、業務を行っていきたいと考えている。</p> <p>詳細については見ておいていただくということで省略させていただく。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
<p>教育長</p> <p>事務局</p>	<p>国指定の新規事業の、全学校にあるデジタル教科書実証事業について、くわしく内容を教えていただきたい。</p>
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>昨年度、この国の事業が始まり、市から立候補したという形で、それを国に認められ、各学校に教科をそれぞれ割り振り、国語をする学校、算数</p>

	<p>をする学校というように、全教科どこかの学校で実証検証を行った。</p> <p>本年度は教科を少し絞り、各学校のニーズに応じて、教科を変える学校、引き続き同じ教科の学校があったりするが、全ての学校において実証検証を行う。</p> <p>実際に、配布しているタブレットでデジタル教科書を使う場面であったり、あるいは紙の教科書で効果がある場面であったりというようなことを検証していくということである。</p>
教育長	<p>基本的に、文部科学省もデジタル教科書と紙の教科書を併用していく考え方なので、それをどのように有効活用していくかということである。</p>
委員	<p>前年度やったことを、また少し発展させた形というような位置づけでよいか。</p>
事務局	<p>そのとおりで、なかなか1年間の検証では効果が薄いため、引き続き国から募集があったので、各学校でより深く効果を検証していきたいところである。</p>
教育長	<p>感染症の状況にもよるが、今年度はぜひ学校訪問等も行いたく、その中でこうした取組も見ていただきたい。</p>
教育長	<p>閉会宣言</p>

# 令和4年第7回教育委員会

令和4年4月28日（木）  
午前9時00分から  
向日市役所 第10会議室

## 1 開 会

## 2 会議録の承認について

## 3 議 案

### 委員会諸報告

- ・向日市議会令和4年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会  
質疑について
- ・令和3年度 教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応について  
(令和3年4月～令和4年3月)
- ・令和4年度小中学校の主な新規事業等について

## 4 閉 会

向日市議会令和4年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

令和4年4月28日  
教育総務課

令和4年3月7日から9日までに開催されました、向日市議会令和4年第1回定例会一般質問答弁について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(令和自民クラブ 天野 俊宏) 市制施行50周年記念 事業と教育150年 について 小中学校での実施 について</p>	<p><b>【教育長答弁】</b></p> <p>明治5年(1872年)11月に、現在の向陽小学校の地に「勝山校」が創立され、本市において公的な教育活動が始まって以来、本年11月に150年となる節目を迎えることから、来年度は向日市教育150年の記念事業を行うこととしており、その主な事業の一つとして、文化資料館において、学校の歴史を振り返り、その発展の歩みを次世代に伝える特別展を開催する予定である。</p> <p>向日市教育150年の起点となる「勝山校」は、明治11年(1878年)に「向日町校」、その翌年の明治12年(1879年)に「向陽校」と名称が変わり、明治10年(1877年)からの10年間は、「物集女校」が独立し、開校されていたが、明治19年(1886年)4月からは向陽校に戻った。その後、向陽校は、義務教育制度の移り変わりの中で、向陽尋常小学校、向陽国民学校と校名を変え、そして戦後は、義務教育六・三制の実施に伴い、「向陽小学校」として新たなスタートを切り、一貫して向日市内の子どもたちの学びの場として歩み続けてきた。</p> <p>明治時代には、向陽校のある場所を核として、向日町の役場など行政の仕組みが整備され、まちづくりが進められており、学校の歴史をたどることで、向日市の成り立ちを知ることができる。</p> <p>また、明治20年(1887年)9月、向日町に創立された乙訓群高等小学校は、郡唯一の高等小学校として、現在の京都市の一部地域を含む、広く郡内全域から生徒が通学し、向日市が乙訓郡の教育の中心地でもあったことを象徴している。</p> <p>この学校は、昭和22年(1947年)5月に向日町外七ヶ村学校組合立の乙訓中学校として再出発し、その伝統は、今日の勝山中学校へと引き継がれている。</p> <p>向日市においては、昭和30年代半ばから(1960年代)の高度成長期に人口が急増し、昭和39年(1964年)には第2向陽小学校、昭和46年(1971年)には第3向陽小学校が開校し、昭和47年(1972年)の市制施行以降、昭和57年までの10年間に、第4、第5、第6向陽小学校と、西ノ岡中学校及び寺戸中学校が、次々と開校された。向日市の教育150年の歴史を振り返る文化資料館</p>

の「学校展」は、本年11月頃に開催したいと考えており、市内6つの小学校と3つの中学校の創立以来の記録や写真を集め、本市発展の過程とともに展示することとしている。

この展示では、市内小中学校でこれまで取り組んできた「ふるさと学習」の中に位置付けることができるよう、児童・生徒が興味を持って学びやすい説明を工夫したいと考えている。

今後、各小中学校には、校長会議などの場を通して、「学校展」をはじめ教育150年の取組を説明することとしており、児童生徒が文化資料館を訪れ、改めて本市の歴史を振り返り、学校の発展に尽くされた地域の方々の活動を知り、ふるさと向日市に対する誇りと愛着を高める機会にしてもらいたいと考えている。

この「学校展」期間中には、併せて各校の校歌を唄うコンサートなども予定しており、現時点ではコロナ禍の行方を見通すことは難しい状況にあるが、実施方法を工夫して、児童生徒を含め、幅広い市民の皆様方にご参加いただける催しとなるよう、企画してまいりたい。

ユニフォームの展示について

#### 【部長答弁】

昨年の東京2020オリンピック射撃「男子ラピッドファイアピストル種目」では、本市在住で同種目の日本記録保持者である吉岡大選手が出場され、8位入賞という輝かしい成績を収められた。

また、同じく本市在住で、公益社団法人日本ライフル射撃協会の田村恒彦副会長がオリンピックの日本代表監督を務められた。

議員ご案内のとおり、田村監督がオリンピックで着用された公式ユニフォームを寄贈いただけるとのことであれば、本市の文化・スポーツ振興の拠点である市民体育館に展示し、来年度に予定している各種記念事業の折に、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民の皆様にご覧いただきたいと考えている。

ユニフォームをご覧いただくことで、市民の皆様がスポーツに興味を持ち、スポーツをするだけでなく、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツを含め、広くスポーツに関わる契機となることを期待しているところである。

西向日駅前整備について  
史跡の拡充と整備について

阪急西向日駅周辺には、史跡長岡宮跡や重要文化財向日神社本殿、京都府指定文化財の南真経寺や須田家住宅など、本市固有の貴重な歴史・文化資源が数多く所在する。

それら歴史・文化資源を適切に保存し継承するとともに、近年は地域の活性化や観光振興に資する役割が認識され、その積極的な活用が期待されているところである。

本市においても、「第2次ふるさと向日市創生計画」において、「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」を施策の柱として掲げ、本市が誇るべき多様で豊かな歴史・文化資源を活用し、文化振興とともに、観光振興及び地域の活性化につなげることを目的に史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群の整備などに取り組んでいるところである。

特に、史跡長岡宮跡は古代日本の中心地として栄えた都城遺跡で、

阪急西向日駅の約500メートル圏内には大極殿や朝堂院、内裏など最も重要な施設が、また、府道志水西向日停車場線沿いには昭和29年に行われ長岡京発見の契機となった記念すべき第1回発掘調査地も所在し、議員ご指摘のとおり、本市の観光振興や地域活性化に欠くことができない貴重な遺跡である。

この長岡宮跡は、昭和39年に史跡指定以来、重要な遺跡が発見されるごとに指定地の拡大を行い、今日まで11回の追加指定を受け、その都度、買い上げと整備を図ってきた。

令和4年度においても、当初予算案に計上しているとおり、「史跡長岡宮跡史跡等買上事業」として、約1,650平方メートルの民有地の買い上げを計画しているところである。

今後においても、平成27年に認定を受けた「向日市歴史的風致維持向上計画」や、令和2年に策定した「史跡長岡宮跡保存活用計画」において掲げているとおり、更なる史跡長岡宮跡の拡充と整備、情報発信など積極的な活用の促進に努めてまいりたい。

(公明党議員団

福田 正人)

デジタル田園都市構想に関する取組について子どもたちの学びの継続について

【教育長答弁】

小学校は昨年度から、中学校は今年度から全面実施された新学習指導要領において、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとされ、小学校においても、プログラミング教育が導入されるなど、今後の学習活動において、これまで以上に積極的にICTを活用することになっている。

また、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律に、児童生徒1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、一人一人に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実するにふさわしい環境を整備する、いわゆるGIGAスクール構想が現在推進されているところである。

本市においてもこのGIGAスクール構想を実現させるために、既に令和2年度中に全小中学校の通信ネットワークと1人1台の学習用端末の整備を終え、令和3年度からは本格的にICTの活用を始めたところである。

また、文部科学省によると、新型コロナウイルスのような感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の非常時においても、ICTの活用により、子どもたちが自宅等でも学習を継続できる環境を整備しておくことが必要とされており、本市においても、子どもたちの学びの保障と教育の機会均等の観点から、Wi-Fi環境を整えられない家庭においても、オンラインでの学習が可能となるよう、令和2年度にモバイルWi-Fiルーターを整備し、これを貸し出すことでインターネット通信環境を個別に提供できる体制を構築してきたところである。

このモバイルWi-Fiルーターについては、新型コロナウイルス

ス感染症の感染拡大による学校の一部臨時休業時や、やむを得ず登校できない児童生徒への対応として、学習用端末を自宅に持ち帰り、オンラインでの健康観察や学習支援など、切れ目のない学習環境を提供する際に、必要なお家庭に貸し出しを行っているが、経済的理由によって就学困難と認められる世帯の通信費については、生活保護制度及び就学援助制度により支援を行っている。

また、デジタル教材については、令和3年度までは無償の教材のみを使用していたので費用は発生していなかったが、今後さらに1人1台端末を活用した学習活動を充実するために、来年度新たに授業支援ソフトとデジタルドリルを導入することとし、所要経費を令和4年度一般会計当初予算案に計上させていただいた。

この2つのソフトの導入についても全額公費負担とし、各ご家庭に費用を負担していただくことはない。

今後においても、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が一層進むことが予想されるので、家庭状況にも十分配慮し、すべての子どもたちの学びを保障できる環境作りに努めてまいりたい。

(要望)

各家庭の状況に配慮した対応をお願いしたい。

(MUKOクラブ

太田 秀明)

健康増進センターと市民温水プールについて市民温水プールの状況変化について

【教育長答弁】

市民温水プールは、健康増進センターと一体となった施設で「ゆめパレアむこう」として、現在、指定管理者である株式会社オージースポーツの運営のもと、子どもから大人までが利用できる異なる大きさ・深さの2つのプール、ウエイトマシンや有酸素マシンの各種トレーニング器具を備えたジム、様々なレッスンなどに利用できるスタジオが設置されており、市民の皆様が健康増進を図りつつ、ふれあいを高める場として、また、気軽にスポーツに楽しめる場として、長年にわたり親しまれてきたところである。

昨年3月に策定した「向日市スポーツ推進計画」においても、ゆめパレアむこうは、向日市民体育館等とともに本市のスポーツ施設の一つとして位置づけ、既存公共施設の現状や課題、市民ニーズを踏まえ、利用環境の向上に努めることとしている。

しかしながら、ゆめパレアむこうについては、広報むこう等により、市民の皆様にお知らせしているが、両施設とも電気や機械など設備の老朽化が著しく進み、利用者の皆様の安全面を第一に考え、運営を維持していくためには、今後、大規模な改修が必要となっており、また、運営を継続しながら、利用者の皆様の安全面を十分に考慮し、改修工事を実施することは極めて難しいことから、本年4月1日から両施設を休館することとしている。

(再質問)

市民の方々が、現在と同じように市民温水プールが利用できるよう、ランニングコストを下げるなどの方法を見つけていただきたい。

1つの考え方として、学校にプールがない勝山中学校においても、市民の方々とともに市民温水プールを気軽に利用できるような構成を見いだしてほしいと思うが、いかがか。

**学校・保育園・幼稚園のコロナ感染について**  
学校・幼稚園について

向日市民温水プールについては、先ほど市長の答弁でもあったとおり、令和4年度のできる限り早い時期に、市民アンケートを実施することとしており、多くの市民の皆様様の様々なご意見やご提言を伺うことにより、施設の在り方について検討することとしている。

教育委員会としては、市民温水プールの在り方については、既存施設の利用状況、改修費用などの課題とともに、市民の皆様からのアンケート結果等を踏まえ、生涯スポーツを推進する観点を含め、中長期的な視点に立って市全体で総合的に判断すべきものと考えている。

**【市長答弁】**

教育委員会におけるプールの使い方を含め、財政規模などを検討しているところである。その中で、市民の方々にアンケートを実施し、様々な意見を聞きながら、可能な限り、今後も利用していただけるような市民温水プールを作っていけないかという思いである。

ただし、それができない場合もあるが、アンケートは閉館するために実施するものではないので、その辺りのご理解をお願いしたい。

**【教育長答弁】**

令和3年4月から令和4年2月までに感染した向日市立小中学校の児童生徒数及び教職員数は、児童生徒341名、教職員24名、計365名である。

そのうち、全国的に新型コロナウイルスへの感染者数が急増した本年1月から2月末までに感染した児童生徒数及び教職員数は、児童生徒314名、教職員23名、計337名である。

また、同期間に、感染者や家庭内の感染による濃厚接触者、体調不良など複数の児童生徒が療養または自宅で待機することを確認し、学級閉鎖を実施した学校は6校、計12学級であり、学年閉鎖を実施した学校は1校、計2学年であった。

各学校においては、これまでから新型コロナウイルス感染症対策として、登校時の健康観察や不織布マスクを推奨の上、正しくマスクを着用すること、また、手洗い・手指消毒の励行、身体的距離の確保、給食時の黙食等について指導を徹底してきた。

本年に入り、全国的に新型コロナウイルスのオミクロン株への置き換えに伴い、10代以下の感染者数の増加が急速に進んでいる

ことや、オミクロン株がデルタ株に比べ、感染力が強いなどの知見や本市の感染状況等を踏まえ、これまでの対策の中でも、とりわけ教室内は常時換気することや、音楽におけるリコーダーや鍵盤ハーモニカの演奏時には演奏者間の身体的距離を1m以上確保すること、体育や中学校の部活動時において激しい呼気を伴う運動を控えるなど、対策を強化したところである。

また、学校行事についても、校外学習や保護者対象の参観行事は当面実施を見合わせている。

教育委員会としては、今後とも児童生徒の学びの保障と感染状況に応じた適切な感染症対策を両立させるとともに、感染拡大防止の観点から、感染状況に応じ、機動的に学級閉鎖等の措置を講じてまいりたいと考えている。

なお、市内私立幼稚園の感染状況については、教育委員会としては把握していない。

**(再質問)**

ワクチンを打たなかった場合の情報がないので、5歳～11歳の子どもがいる保護者は、子どもにワクチンを接種すべきかどうかで迷っている方が多い。

学校や保育園で感染状況を把握しているのであれば、その感染状況を一般公開することにより、子どもへの接種を迷っている方の判断材料になると思うが、今後、そのような対応はできないのか。

**多目的グラウンド設置の進捗状況について**

**【市長答弁】**

ワクチンを接種した方と接種していない方での感染状況を把握しようと努めているが、基礎疾患の有無などによっても感染状況が異なるので、そのような情報の提示は難しい。

国が示しているものに従って、保護者に判断していただくことになると思うが、行政が医学的見地から判断するのは難しいと考えている。

**【部長答弁】**

これまで教育部長をトップとして、防災・公園・スポーツ等の課長級をメンバーとする多目的グラウンド整備に関するワーキンググループを設置し、課題抽出や高槻市の古曽部防災公園の視察や、他自治体において設置している多目的グラウンドの調査を実施してきたところである。

多目的グラウンドについては、これまでからお答えしているとおり、1万平方メートル以上の面積が必要であると考えており、本市において、その規模の土地をまとめて確保することは、市街化区域では困難である。

<p>(令和自民クラブ 永井 照人) コロナ禍の子どもへの 支援について 学びの21世紀塾について</p>	<p>このため現地点では、市街化調整区域における田園地帯がグラウンドの候補地として想定されるが、市街化調整区域における鑑定評価額で土地を売却いただくことは、所有者の方々になかなか納得していただけない状況であり、これまでのところ、一定面積を有する土地の確保の見通しが立っていないところである。</p> <p>今後においても、生涯スポーツの振興と安全な避難場所等の確保が求められる中で、防災拠点としての機能を備えた多目的グラウンドの設置に向け、用地の確保が最も大きな課題となっていることから、引き続き、用地確保について検討してまいりたい。</p> <p><b>【部長答弁】</b></p> <p>この事業を実施されている、議員ご紹介の豊後高田市は、面積約206平方キロメートル、人口約2万2千人の大分県北東部に位置する都市である。</p> <p>同市は、昭和45年から「過疎地域対策緊急措置法」の適用を受け、少子化や過疎化問題に対して、定住促進に向けた施策を展開されており、その一環として、完全学校週5日制が実施された平成14年度から地方在住で学習塾等の場が少ない環境であっても都会と同じような学習機会を子どもたちが得られるよう、土曜日を中心に「学びの21世紀塾事業」を展開され、以後充実されていると承知している。</p> <p>一方、本市は、大都市近郊にあり、子どもたちに学習塾や習い事などの多様な学習機会が身近にあり、豊後高田市とは状況が大きく異なっている。</p> <p>そうした中で、社会が複雑多様化し、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化し、学校が様々な課題を抱えるとともに、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められていることを背景に、文部科学省において、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもたちを育てる体制整備を図るため、平成20年度から「学校支援地域本部事業」が実施されたところである。</p> <p>同事業は、豊後高田市の「21世紀塾事業」と同様の内容が含まれており、本市においても、平成21年度の第3向陽小学校を皮切りに順次拡大を図ってきたところである。</p> <p>平成29年度からは、地域による学校への支援から、地域と学校が「連携・協働」して様々な活動を行う「地域学校協働活動推進事業」に改正をされ、現在、本市の全小中学校において取組を進めている。</p> <p>各学校の「地域学校協働本部」では、授業内容や行事などに係る各学校それぞれの要望に応じ、地域ボランティアの皆様が学校と連携し、事業の計画から実施に至るまで支援にあたっており、小学校では補充学習や習字、ミシンの授業支援など、様々な職業の講師を招いたキャリア教育など、また中学校では、卒業生などの大学生ボランティアによる補充学習などの支援を行っている。</p> <p>しかしながら、活動内容によっては、必ずしも必要なボランティアが確保される状況にはなく、多くの市民ボランティアを集められて</p>
---	--

いる豊後高田市の取組を参考にさせていただきたいと考えている。

現在、本市では各学校の実情を踏まえ、地域の皆様と協働で「地域学校協働活動推進事業」を推進しているところであるが、現代社会におけるグローバル化や情報化、技術革新など、予測困難な社会を生きる力を子どもたちに育むため、そして、子どもたちに社会とのつながりの中で、自分たちの力で人生や社会をより良くできるという実感を持たせ、未来に向けて力強く進む希望を持たせるためには、学校と地域の連携がこれまで以上に求められており、平成29年には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、「地域学校協働活動推進事業」に加えて、新たに「コミュニティ・スクール」が推奨されているところである。

この「コミュニティ・スクール」は、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めていく仕組みで、保護者や地域の方々などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて、意見を述べるといった取組が行われるものである。

教育委員会としては、この「コミュニティ・スクール」の導入に向けて、現在準備を進めているところであり、導入後は「地域学校協働活動推進事業」と、「コミュニティ・スクール」を、未来を担う子どもたちを育てていくための両輪と位置づけ、「社会総がかり」の仕組みとして児童生徒の成長を支え、児童生徒が学ぶ場のより一層の充実に努めてまいりたい。

(日本共産党議員団

常盤 ゆかり)

ジェンダー平等社会の  
実現に向けて

教育現場でのジェンダー  
平等実現への取組に  
ついて

児童生徒へのジェンダー  
教育

【教育長答弁】

我が国においては、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定を機に、すべての人がその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指した教育・学習活動が推進され、本市においては、各学校において、男女別名簿から男女混合名簿へ改め、中学校体育大会では、男女別種目を廃止したほか、小学校の入学式では、入学する児童全員を「さん」付けで呼ぶこととしている。

また、小学校では、通学帽子をキャップ型とハット型の男女別の指定からどちらでも選択できるように改め、中学校においても女子生徒用のスラックスを導入し、スカートとスラックスのどちらでも希望できる取り扱いとしている。

学習指導要領では、男女が共同して社会に参画することや、男女が協力して家族を築くことの重要性について指導することとされており、小中学校において人権教育の中に位置づけて取り組むほか、中学校では、さらに社会科の公民分野において、女性の社会参画の現状と課題について、家庭科においては、互いに協力、協働し、家庭生活を営むことの大切さについて学習を進めている。

小学校の人権教育では、例えば、低学年対象の授業で、「男の子のぼうし」と「女の子のぼうし」の絵に自分がイメージする色を塗ると

教職員への研修	<p>いう活動を通して、性別に対して固定的な見方や考え方があることに気づかせ、性別に関係なく一人一人に好きなものや好きなことがあり、それらを認め合うことの大切さに気づかせる学習をしている。</p> <p>授業を受けた児童からは、「私は、男の子らしい、女の子らしいと決めつけてしまうことがこれまでであったけど、色んな人がいて自分なりに好きなものや好きなことがあるから、その人らしさを大事にしないといけないなと思いました。」また、「わたしの好きなものを大切にしようと思いました。」などの感想があり、教員からは、「1時間の授業だけで児童の意識が変わるわけではないので、継続した学校生活の中での積み重ねが必要であると感じた。」などの報告を受けている。</p> <p>この授業については、乙訓人権教育研究大会で報告され、その後、京都府人権教育研究協議会において報告された素晴らしい実践であるので、今後、こうした実践を他校にも広げ、各校における授業が充実するよう指導してまいりたいと考えている。</p> <p>また、小中学校の新しい教科書では、社会科の中でSDGsを学習することになっており、目標の1つであるジェンダー平等に関する学習についても、各学校において、授業実践が進むよう支援してまいりたいと考えている。</p>
保護者への働きかけ	<p>今年度は、先ほど申し上げた実践報告を活用して、校内研修を実施した学校があるほか、夏季休業中に外部講師を招聘した研修を計画していた学校もあったが、新型コロナウイルス感染拡大により中止せざるをえなかったとの報告を受けている。</p> <p>授業参観が、保護者に向けた啓発の貴重な機会になると考えているが、一昨年来、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本市の小中学校においては、ほとんど授業参観が行うことができず、人権教育を通じた保護者への働きかけはできていない。</p> <p>教育委員会としては、子どもたちにとって一日の大半を過ごす学校は、男女共同参画を推進する意識を育む基盤となる重要な場であり、児童生徒が、学校生活のあらゆる場面で固定的な性別役割分担の意識にとらわれず、自己選択ができる雰囲気づくりに努めていく必要があると考えている。</p> <p>また、教職員の言動は、児童生徒にとって大きく影響する可能性があり、教職員自身が働き方、暮らし方のロールモデルの一つとなることを自覚し、男女共同参画に取り組む意義や必要性について理解を深めることが重要であると考えている。</p> <p>このため、今後、文部科学省作成の「学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム」を参考に研修に取り組むなど、教職員の男女共同参画に推進する意識の向上に努めるとともに、保護者にも授業の様子を学級通信や学校ホームページ等で伝えるなど啓発を図ってまいりたい。</p>

(再質問)

ジェンダー平等の実現に向けて、日常的な取組を何か考えているのであれば教えていただきたい。

不登校・ひきこもり支援について

中学校卒業後の進路も併せた相談体制等について

【教育長答弁】

学校におけるジェンダー平等についての取組について、本市において、何よりも大切にしていることは人権教育であり、一人一人の子どもの個性や能力が尊重され、また、自分も他の人も大切にすることをこれまでから実施してきている。このことは、当然、ジェンダー平等についても当てはまると考えている。

今後、新学習指導要領の下、新しい教科書では、SDGsを学ぶこととなっており、その目標の1つであるジェンダー平等の実現も学んでもらいたい。

また、人権教育や様々な教育活動の中でもジェンダー平等に関する教育が充実するように学校と連携してまいりたいと考えている。

【教育長答弁】

本市においては、教育相談の重要な役割を担う臨床心理士を、教育委員会に配置し、週2回の教育相談を実施している。

また、京都府教育委員会から中学校3校及び小学校1校に週1回のスクールカウンセラーの配置を受けるとともに、不登校児童生徒支援拠点整備事業として、教育委員会に1名のスクールカウンセラーの配置を受けており、配置のない小学校5校への巡回派遣を行っている。

今年度は、コロナ禍における児童生徒等の心のケアを強化するため、巡回派遣の時間数が拡充されたので、各小中学校における児童生徒や保護者へのカウンセリングとともに、教職員への教育相談のアドバイスの機会を増やすことができている。

また、京都府教育委員会から配置を受けている社会福祉士の資格を有する、まなび・生活アドバイザーの派遣時間も拡充され、未配置の小中学校におけるケース会議等に参加する機会が増え、学校と福祉等専門機関との連携につながっている。

さらには、教室に入りづらいなど、不登校傾向の児童生徒への支援にあたるため、本市教育委員会において、臨床心理を学ぶ大学院生を、心の相談サポーターとして、各校の状況に応じて週1回ないし3回配置している。併せて、京都府教育委員会から同様の役割を担う心の居場所サポーターを、中学校1校に週2回の配置を受けていたところ、今年度は、コロナ禍への対応として、他の小中学校へも週1回、配置が拡大され、不登校傾向の児童生徒に寄り添い、登校できるよう、きめ細かな支援にあたっている。

また、本市の適応指導教室ひまわり広場は、令和元年7月から週3日の開室日を週5日に増やし、通室する児童生徒への支援の充実を図ってきたところである。

もとより、各学校においても教育相談部等を中心に不登校児童生徒の支援にあたり、本市の中学校に在籍する不登校の生徒は、毎年ほぼ100%が高等学校へ進学しており、昨年度については、すべての不登校生徒が高等学校に進学することができたところである。

高等学校入学後の中途退学の状況や高等学校卒業後の進路等については、卒業生が中学校の担任や進路主任へ相談に来たりすることで、高等学校での生活の様子や状況を把握し、個別に支援するケースはあるが、すべての不登校生徒について、進学後の情報を進路先と共有することは個人情報との関係から困難な状況にあり、ひきこもりを含め卒業生にかかる情報についてはすべてを把握するということはできていないところである。

こうした中で、京都府においては、ひきこもりへの対応として、不登校を経験した生徒が中学校在籍時から適切なひきこもり支援を開始し、卒業後も途絶えることなく安定した支援を受けられる仕組みを構築するため、平成29年度に脱ひきこもり支援センターに「早期支援特別班」を設置されており、令和元年度から、さらに「早期支援特別班」の体制が強化され、脱ひきこもり支援センターに府内5か所の教育局ごとの担当を配置し、市町教育委員会や不登校生徒の在籍中学校との関係構築を進めやすくされている。

本市においても、乙訓教育局担当の「早期支援特別班」の存在とその役割が、各学校で認識が深まってきており、令和2年度から、同特別班と学校が連携を図り、保護者や児童生徒と面談を行い、登校への支援を行っているケースも報告されている。

教育委員会としては、不登校からのひきこもり化の未然防止を図るためには、中学校の段階から支援を開始し、卒業後においても継続して支援していくことが重要であると考えているので、校長会等で「早期支援特別班」の支援事例等を交流し、同特別班の活用についての理解を深め、各学校が「早期支援特別班」と連携し、不登校児童生徒及び保護者に対する支援が一層進むよう努めてまいりたい。

不登校児童生徒へのタブレットの利活用について

本市においては、各学校において、2学期中にタブレットを家庭に持ち帰り、各家庭におけるネットワーク接続テストを実施してきた。

全小中学校で自宅にタブレットを持ち帰ってオンラインでの学習ができることを確認したので、3学期に入り、新型コロナウイルス感染症拡大の第6波の影響により、各学校において、感染者や濃厚接触者に特定され、出席停止となった児童生徒が増加する状況に対応して、健康観察や学習支援のために、タブレットの活用を進めることができたところである。

不登校児童生徒のタブレットの利活用については、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を踏まえ、文部科学省から令和元年10月に不登校児童生徒への支援の在り方についての通知が発出されており、同通知の中で、学校教育の意義や役割として、「児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう本人の希望を尊重した上で、場合によっては教育支援センターやICTを活用した学習支援、フリースクールなど様々な関係機関等を活用し、社会的自立への支援を行うこと」とされている。

一方で、ICTを活用した場合の出席扱いの留意事項として、「I

ＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること」とされている。

このように不登校児童生徒の支援にあたっては、社会的自立を目指すことが重要であるため、各学校においては、タブレットの活用により、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう、不登校児童生徒や保護者と十分連携を図りながら、児童生徒個々の状況に応じて、授業配信等でタブレットの活用を図っているところである。

教育委員会としては、今後、不登校児童生徒へのタブレットなどのＩＣＴを活用した支援事例を校長会議等で交流し、各学校において、児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実が図れるよう努めてまいりたいと考えている。

(飛鳥井 佳子)

「世界社会正義の日」  
について

【教育長答弁】

社会正義については、文部科学省作成の学習指導要領解説「特別の教科 道徳編」の中で述べられており、社会正義とは、人として行うべき道筋を社会に当てはめた考え方であるとされている。

また、社会正義を実現するためには、その社会の人々が真実を見極める社会的な認識能力を高め、思いやりの心などを育むことが基本になければならないとされている。

現在、本市の小中学校においては、議員ご案内の国連が定める国際デー「世界社会正義の日」を授業の中で特に取り上げて学習することはしていないが、特別の教科道徳の時間において、全学年で公正、公平、社会正義について考える学習に取り組んでいる。小学校においては、発達段階に応じて、1, 2年生では「自分の好き嫌いにとらわれないで接すること」、3, 4年生では「誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること」5, 6年生では、「誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること」について、また、中学校においては「正義と公平さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること」について、学習を進めているところである。

公平、公正、社会正義について学習した生徒からは、「今の日本では人と違うことを目立たないように隠したり、人と違うことをマイナスのように捉えてしまっているが、一人一人が人の違いや個性を尊重することでこの問題は改善されていくと思いました」といった声や、「他人の個性を認め、自分ができることは進んで取り組むことが大切だとわかった。他人が失敗したり、うまくいかないことがあっても責めるのではなく、励ますことが大切だと思った」など、しっかりと考えた多くの感想を聞いている。

また、中学校において、特別活動の時間に、いじめに係る人権教育を実施し、いじめられている人の気持ちを考えさせることはもとより、いじめの構造の中で観衆や傍観者、無関心な人など様々な立場の

<p>古くからある図書の児童への紹介について</p>	<p>人がいじめをなくすためにできることを考えさせるなど、身の回りの差別やいじめを許さない実践的態度を培う教育を進めているところである。</p> <p>ご質問の国連が世界中の人々の貧困の撲滅と公平な社会の実現のために定めた国際デー「世界社会正義の日」については、新しい教科書に掲載されているSDGsが掲げる多くの目標とも関連するので、今後、議員ご案内の取組も紹介しながら、社会正義に関する教育について、教育委員会と校長会で意見交換してまいりたい。</p> <p>日本統計年鑑によれば、毎年約4,500点の新しい児童書が出版されている。</p> <p>向日市立図書館では、毎年度、買い替えや補充も含め児童書を約1,100冊購入し、所蔵図書は約5万冊に達しており、令和2年度は、児童書は約10万冊ご利用いただいたところである。</p> <p>議員ご紹介の「ナルニア国物語」、「飛ぶ教室」、「エミールと探偵たち」は約50年以上前に日本で翻訳出版された図書であるが、児童書の古典として、現在も継続して読まれている。</p> <p>また、「赤毛のアン」や「モモ」は子どもから大人まで人気のある図書である。</p> <p>図書館でも、このような、世代を超えて読み継がれてきた絵本を含む児童書を多数所蔵しており、劣化した図書の買い替え、新装版や新訳版の購入を行うとともに、図書展示などで紹介し、子どもたちが手に取りやすいよう努めているところである。</p> <p>来年度は、市制施行50周年事業として向日市のニュースとベストセラーで50年を振り返るパネル展示を企画している。</p> <p>その中で、当時出版され今もなお読まれている児童書の紹介なども行って参りたいと考えている。</p> <p>今後においても、図書館ホームページ、LINEやブックリストを使っての紹介などとともに、学校支援員とも連携を図り、子どもたちに、新刊図書に加え、古くからある児童図書を楽しく紹介できるよう努めていく。</p>
<p>コロナ禍の海外ルーツの子どもたちの支援施策をすることについて</p>	<p>令和3年1月に中央教育審議会においてまとめられた「令和の日本型学校教育の構築を目指して」と題する答申において、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方については、外国人の子どもたちが、将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行い、施策の充実を図る必要があり、加えて、日本人の子どもを含め、多様な価値観や文化的背景に触れる機会を生かし、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育にさらに取り組むべきであるとされている。</p> <p>教育委員会としては、我が国の子どもたちが、外国の子どもたちと共に学校生活を送ることは、今後、ますます社会の国際化が進む中で、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いに尊重し合いながら学び合う意欲や態度の育成につながる貴重な機会になると考え</p>

ている。

本市の小中学校においては、これまでから、保護者の仕事の関係で在留する外国人の児童生徒を受け入れており、令和3年5月1日現在、小学校で7名、中学校で1名計8名が在籍している。

こうした外国人児童生徒の保護者には、状況に応じて翻訳機を市から提供したり、本市ALTの協力を得ながら英訳した通知表を作成したりするなど、丁寧に支援にあたっているところである。

また、各小中学校においては、外国人の人権問題を人権教育の中に位置づけて取り組むほか、特別な教科道徳では、発達段階に応じて、国際理解、国際親善及び国際貢献に視点をあてた教材を通し、他国の人々や多様な文化の理解とこれらを尊重する態度を養うことをねらいに学習を行っている。

さらに、ヘイトスピーチ問題については、中学校の社会科公民分野の中で、現代社会に残る偏見や差別といった課題解決に向けて日本社会の差別の現実から、多面的、多角的に学びを深めている。

教育委員会としては、多文化共生教育について、教職員の理解を深めることが今後ますます重要になってくると考えており、学校管理職、在籍学級担任等それぞれの役割について具体的な対応事例等を記した文部科学省作成の「外国人児童生徒受け入れの手引」を活用した校内研修を促進し、きめ細やかな対応ができるよう努めるとともに、人権教育の授業参観やホームページ等を通して、保護者や地域の方々に啓発を図ってまいりたいと考えている。

ご質問の海外ルーツの子どもたちの支援に向けては、児童生徒、教職員はもとより、すべての関係者が多様な言語や文化、価値観について理解し、互いに尊重し合う多文化共生の人権感覚を共有できるよう努めてまいりたい。

## 五塚原古墳とはり湖山の自然の保全について

### 【部長答弁】

はり湖山山頂に所在する五塚原古墳は、古墳時代前期につくられた全長約91メートルの前方後円墳で、この付近では最もよく原形を残している古墳であり、平成28年3月に文化財保護法に基づき国の史跡指定を受けたところである。

五塚原古墳は史跡乙訓古墳群の中でも、卑弥呼の墓と推定される奈良・箸墓古墳と同時期の最古級の前方後円墳で、はり湖山全体が史跡指定地となっている。

また周辺には、「はり湖池」など水辺にも恵まれた落ち着いた空間があり、憩いの場として市の内外を問わず多くの方が訪れる名所となっている。

この五塚原古墳は、平成12年度から平成30年度までに計10回の発掘調査を実施しており、このたびの報告書は度重なる過去の調査成果に有識者の見解を加え、更に資料を整理するなど幅広い関係者の協力の下まとめられたものであり、また、本報告書は発行されたばかりであり、今後、学会等における評価を待つ必要があると考え

ている。

いずれにしても、議員ご質問の表彰については、向日市表彰条例に照らし判断してまいりたい。

次に、これらの丘陵上の古墳を教育委員会として一刻も早く整備したいところであるが、令和3年第4回定例会でもお答えしたとおり、文化財保護法に基づき、乙訓2市1町及び京都市に所在する史跡乙訓古墳群全体の保存活用計画を策定した上で、古墳ごとの個別の整備方針を定める必要がある。

自然環境等の保全についても、史跡乙訓古墳群全体の保存活用計画や五塚原古墳の整備方針を見据える必要があり、計画の策定等には関係市町や関係機関との協議など時間を要するので、直ちに保全に取り組むことは難しいところではあるが、京都府の文化的景観に選定された竹の径に見られるような手入れの行き届いた緑豊かな竹林や田畑を潤す「はり湖池」などの水辺の空間など、自然豊かな魅力ある周辺景観はもちろんのこと、小学生等の地域学習の場という要素も取り入れ、整備と活用ができるよう取り組んでまいりたい。

(要望)

市制50周年を迎えるにあたって、はり湖山の自然保全に貢献された方々に対して表彰を行うことで、その方の励みとなり、さらに本市を良くしていただけたらと思うので、表彰の検討をしていただきたいと思います。

(日本共産党議員団

佐藤 新一)

コロナ対策及び検査体制について

小中学校の感染状況について

通学路の安全対策について

【部長答弁】

昨日、他の議員にお答えしたとおり、令和3年4月から令和4年2月までに感染した向日市立小中学校の児童生徒数及び教職員数は、児童生徒341名、教職員24名、計365名である。

そのうち、全国的に新型コロナウイルスへの感染者数が急増した本年1月から2月末までに感染した小中学校の児童生徒数及び教職員数は、児童生徒314名、教職員23名、計337名である。

また、同期間に、感染者や家庭内の感染による濃厚接触者、体調不良など複数の児童生徒が療養または自宅で待機することを確認し、学級閉鎖を実施した学校は6校、計12学級であり、学年閉鎖を実施した学校は1校、計2学年であった。

なお、市内私立幼稚園及び高等学校の感染状況については、教育委員会としては把握していない。

議員ご質問の上植野浄水場前の交差点において、本年1月にU字

て  
交通指導員の配置につい  
て

パイプやポストコーンを破損する事故があったことは承知している。

自損事故であったので、児童が事故に巻き込まれるようなことはなかったが、警察から報告があり、道路整備課が状況を確認した後、教育委員会においても現地確認を行っている。

さて、通学路の安全確保については、「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校がP T Aとともに実施している通学路の安全点検において対策が必要であると判断された箇所や、地域の方々から学校に寄せられた危険箇所の情報などについて、対策の方法などを各校区ごとに検討を行い、対策が必要な箇所については可能な限り改善を図るなど、毎年継続的に取り組んでいるところである。

議員ご質問の箇所においても、「通学路交通安全プログラム」において学校等から「歩行者の滞留スペースが狭い」「西側歩道が狭い」という要望があり、危険箇所として認定していたことから、令和元年度に路肩の水路の暗渠化や防護施設の設置を行い、歩行空間の拡幅と道路改良を実施して、安全確保に努めたところである。

その後、令和2年度には、「歩行者の滞留スペースが狭い」という要望はなくなり、「交差点南側の電柱が歩道内にあるため西側の歩道が狭い」との要望があったことから、令和3年度に電柱を移設し、歩行空間の確保を行ったところである。

今後においても、児童の通学時の安全を第一に考え、改めて学校の要望を聞いた上で、来年度の交通指導員の配置を検討してまいりたい。

(再質問)

答弁では、学校に要望を聞くということであるが、至急、学校に要望の確認をし、対応していただきたい。

【部長答弁】

上植野浄水場前の交差点の件について、先ほどの答弁した箇所の交通指導員の配置については、改めて学校の要望を聞いた上で検討したい。

(日本共産党議員団

米重 健男)

小中学校におけるタブレット端末の使用について

【教育長答弁】

本市においては、3学期当初から新型コロナウイルス感染症の第6波の影響により、小中学校においても、児童生徒が感染したり、濃厚接触者に特定されたりすることが続き、出席停止の措置が長引くケースや感染拡大を防止するため、学級閉鎖や学年閉鎖を実施するケースが続いている。

昨年8月には文部科学省から、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について、基本的な考え方が示されており、「ICT端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、ICT端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して教師と自宅等をつないだ学習指導

学校の具体的な対応について

等を行ったりするなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒の住んでいる地域によって差が生じることがないように、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず、学びを止めないようにする取組を行うことが重要である。」とされている。

本市においては、各学校において、2学期中に端末を家庭に持ち帰り、各家庭におけるネットワーク接続テストを実施してきた。

全小中学校で自宅に端末を持ち帰ってオンラインでの学習ができることを確認したので、3学期に入り新型コロナウイルス感染症拡大の第6波の影響により、児童生徒の感染や濃厚接触者の特定が増加する状況の中で、長期にわたる出席停止により、登校できないことへの不安や学習に著しい遅れが生じたり、規則正しい生活習慣が維持できなくなることがないようにタブレット端末の活用を進めている。

小学校においては、出席停止や学級閉鎖となった児童への対応として、朝と夕方に、同時双方向のアプリを活用し、児童の心身の健康状態を把握するとともに、アプリで送信した課題等の取組状況を確認の上、児童の状況に応じてオンラインによる指導を行い、長期にわたり登校できないことによる不安を解消するとともに、学習支援に努めている。

また、学級閉鎖となった学級では、児童の感染状況等を考慮の上、状況に応じ、担任が同時双方向のアプリを活用し、自宅待機中の児童へオンラインによる授業を進めたところである。

中学校においても、出席停止や学級閉鎖、学年閉鎖となった生徒への対応として、小学校と同様に、同時双方向のアプリを活用し、生徒の心身の健康状態の把握やアプリで送信した課題等の取組状況を確認するとともに、状況に応じ、オンラインで授業を配信したところである。

オンラインで授業を受けた小学校の児童からは「いつもの先生といつものように授業ができて安心した。」「友だちの顔が見られて嬉しかった。」という感想や、保護者からは「学習の遅れが気になっていたが規則正しい生活を意識し、勉強もできて良かった。」という感想をいただいております。今後も長期に自宅待機をしている児童生徒へタブレット端末を活用したオンラインによる学習支援の充実を図ってまいりたいと考えています。

また、すべての学校において、タブレット端末を活用する支援だけでなく、担任からの電話連絡や家庭訪問による学習課題の配布などを行っており、児童生徒の登校できないことへの不安の解消や学習支援を図るとともに、自宅待機期間を終えて登校した際には、放課後等に補充学習を行っており、ご質問の自主的に登校を控えている児童生徒に対しても同様に、一人一人の状況に応じた支援に努めているところである。

今後、教育委員会としては、校長会議等でタブレット端末を活用した各学校での学習支援の取組状況の交流を促進するとともに、各学

校の実情を踏まえた校内研修を支援することで、教職員のICT活用能力の向上を図り、長期に登校できない場合に円滑にオンラインによる学習支援を行えるよう努めてまいりたい。

向日市議会令和4年第1回総務文教常任委員会質疑要旨

- 1 日 時 令和4年3月16日（水） 午前10時36分～午後2時25分
- 2 場 所 向日市役所第1委員会室
- 3 委 員 丹野委員長、石田副委員長、山田委員、永井委員、  
上田委員、杉谷委員、

議案第19号 令和3年度向日市一般会計補正予算（第17号）（所管分）	
	○質疑
	<b>【学校施設環境整備事業について】</b>
委員	学校施設環境整備事業について、多機能トイレは、全ての小中学校にどのように計画されるのか。今回対象となっている整備工事箇所はいつごろに終わる予定なのか。
事務局	小中学校の多機能トイレについては、第5向陽小学校、第6向陽小学校の整備を予定している。それ以外のトイレは5か年計画のトイレの整備は終わったが、それ以外は随時要望の多いものから修繕で対応していきたいと考えている。 外壁等の工事時期については、基本的に夏休みを利用して、その時期を中心に工事を進める予定をしている。
委員	多機能トイレについて、残っているところは何年度末に終わるのか。
事務局	多機能トイレについて、残っているところは、第5向陽小学校、第6向陽小学校であり、整備を終えれば、全ての学校のどこかにある状況になる。
委員	学校施設環境整備事業の外壁工事について、足場を組んで、外壁を補修・塗装を行う大がかりな感じがするが、今回も指定されている4つの校舎全てをされるのか。 夏休みで終わるのか。
事務局	令和3年度については、第4、第6向陽小学校、寺戸中学校の外壁工事を行った。 来年度においても、第4、第6向陽小学校、寺戸中学校の外壁工事を行い、完了する。それに加え、西ノ岡中学校の北校舎の外壁を行う予定である。工事方法は同じである。 工事時期については、夏休みだけでは終わりきらないため、その前後までかかる状況である。
委員	外壁工事をするとなると、窓を開けて授業などをやっておられることから、ほこり等が大丈夫かと心配する。その辺は差しさわりなくやっていただけるのか。
事務局	昨年の夏休み工事と同様、調整しながら、土日を利用するなどして行う。

委員	<p>小中学校の個別計画で第2向陽小学校と勝山中学校は、今後10年を目途に建て替えるとなっている。</p> <p>向陽小学校の北校舎など、比較的新しいところは、予防保全に基づき、修繕計画をやっていく。その他のところは従来通り、不具合が出てきたら対応するといった考え方であるのか。もう一度整理したい。</p>
事務局	<p>個別計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間で集中的に修繕を行う。令和6年度から10年間をかけて第2向小学校と勝山中学校の建て替えに取り組む。</p> <p>新耐震基準で建てられた向陽小学校の北校舎は予防保全を行っていくが、既存の建物については、当面の間は事後保全の形をとらせていただく。</p>
委員	<p>勝山中学校は評価が低く、第2向陽小学校はそれほどでもないが、どういった基準で第2向陽小学校と勝山中学校は建て替えとなったのか。</p>
事務局	<p>劣化状況調査の結果がDとされたのが勝山中学校であり、どこの学校もD判定はいくつかあるが、今回の工事で概ねD判定は解消される予定である。</p> <p>なぜ第2向陽小学校が計画で上がったかという点、既存不適格となっており、法令遵守の観点から、改善を優先させていただいている状況である。</p>
委員	<p>3年間で集中的に補修改善を行うということで、外壁の範囲や機械設備、配管など、どの範囲まで行うのか。</p>
事務局	<p>外壁改修とトイレの洋式化、照明のLED化を順次進めていきたいと考えている。</p>
委員	<p>学校施設の照明のLED化が十数パーセントと低く、学校のLED化がなぜ遅れているのか。この3年間で学校のLED化を行う計画なのか。</p>
事務局	<p>LEDについては、職員室と体育館ができており、それ以外はできていない状況である。これまでは増築や他の安全対策に取り掛かっており、照明については緊急性が低い点、先延ばしになっていた。</p>
委員	<p>LED化については、長期的に見た場合、コストの面もあり、消費電力を減らして温暖化対策と位置付けて、市として、目標を立てて進めていただきたい。</p>
委員	<p>外壁工事に関連して、外壁のひび割れについては、構造体には関係のない程度なのか。また、割れていたら水が回っている場合が多いが、余計な工事が発生したらこの事業費を超えることがあるのか。</p>

事務局	今年度の外壁調査については、構造体に係る大きなダメージは無かった。表面的なクラックや欠損は修繕で対応できる。予算については、これから足場をかけて、近くから劣化状況を判断するため、現時点では、分からない。
委員	子ども達が毎日通うため、安全に綺麗にしていきたい。
委員	照明のLED化に関連して、第2向陽小学校や勝山中学校で蛍光灯にPCBを使っているようなことは無いか。
事務局	現在使われている器具では入っていないと認識している。
委員	外壁工事は高槻の事故で全国的に見直すこととなった。できるだけ早く工事を済ませていただきたい。
委員	<b>【留守家庭児童会の処遇改善について】</b> 留守家庭児童会の処遇改善について、指導員29名、補助員6名、合計35名だが、正規職員の方がいないのか。会計年度任用職員は35名であり、処遇改善がなされるのか。処遇改善がなされた場合の平均の金額を教えてください。
事務局	処遇改善については、議員調査資料に掲載の35名、臨時補助員34名の合計69名が対象であり、全員が会計年度任用職員である。35名の指導員・補助員については、一人当たり月額約7000円程度の引き上げである。臨時指導員は、1時間あたり36円と考えている。
委員	<b>【留守家庭児童会のLED化について】</b> 留守家庭児童会の施設整備の中で、第3留守家庭児童会を訪問した時に、省エネも含め、LEDは非常に明るくなっていた。いつまでに全ての児童会をLED化するか。
事務局	留守家庭児童会のLEDについては、既に第2、第4留守家庭児童会の増築した施設は、LED化を行っている。また、ご覧いただいた第3留守家庭児童会についても、修繕等の際に、一部LED化を行っている。 今後は、修繕した折にLED化を図る。日々修繕があるので、優先順位をつけながら考えていきたい。
委員	LED化については、修繕の時でなく、全ての留守家庭児童会をLED化していただくと明るく感じる、また、省エネも大事になってくることから、意識していただき、早急にLED化することを強く要望する。

採決 — (挙手全員) — (可決)

議案第1号 令和4年度向日市一般会計予算(所管分 文教関係分)

委員	<p>○質疑</p> <p><b>【史跡長岡宮跡史跡等買上事業について】</b></p> <p>史跡長岡宮跡史跡等買上事業について、土地だけでも150億円かかり、整備にも相当な費用が掛かる。全体の計画と土地の活用について、何年かかるのか、財政的な計画を聞く。</p>
事務局	<p>史跡長岡宮について、現在約1万5千㎡が史跡指定になっており、そのうち約85%が公有化できている。来年度は約1650㎡の土地を買い上げるための予算を計上させていただいている。</p> <p>全体計画は、昭和39年前後から京都府が買い上げをはじめているが買い上げの計画については、個人様の土地の事でもあり、所有者の了解が得られるとともに、財政的な状況を鑑みて進めたい。</p> <p>なお、買い上げた土地は、史跡公園として整備し活用していきたい。</p> <p>また、令和4年度に買い上げる3筆については、大極殿公園と接しており、同公園と一体化して整備、活用できるよう考えている。</p> <p>財政的な計画は、現状の国庫補助制度が維持されるよう要望しているところであり、今後も強く要望していく。</p>
委員	<p>国の補助が来るのは、いつ頃なのか。間違いなく交付されるのか。全体は何年計画なのか。奈良の平城京も行ったが、平城京と違う環境だと考えるが、優先して買い上げなくてはならない理由は。</p>
市長	<p>既に60年近く経過している事業であり、次世代に繋げなくてはならないと考えている。私たちが60年引き継いできたことを次世代に引き継いでいきたいと考えている。60年間やってこられたことを私たちが止めるわけにもいかない。</p> <p>引き続き、長い年月をかけてやっていくものと考えている。</p>
委員	<p>先代の方々がいろいろな苦勞をして、この町を作ってこられたことであり、そこに10年間都があったことは非常に大切な、保存しなければならないものだと考えているが、後世に財政の負担が残っていくこともある。何年かかるかわからないが、次世代に財政の負担を求めることについては、どのように考えるのか。</p>
市長	<p>次世代に借金を残すことにはならないと考える。</p>

	<p>私がここで止めるというものでもない。今は同じ様な制度の中で実施しており、止める必要はなく、従来の方針に従いここは続けていくべきだと考える。</p>
委員	<p>手続き上、この3筆については、亡くなられた等により遺族の方から買ってほしいとの声があったのか。</p>
事務局	<p>3筆の土地の買い上げについては、お一人は高齢になられたので、広い所有地から狭い土地に移りたいとの希望であった。お一人は、高齢のため、今後の生活を考えると土地を売却したいとの相談があった。その他、史跡指定を承諾される際に、いずれは売却するとのことであった。</p> <p>日本の中心の都の跡として、残していただくことを誇りに思うので、ぜひとも史跡指定したいとのご希望の中で、長い年月をかけて協議をして、指定にご承諾をいただいている。</p>
委員	<p>土地の史跡指定をするため、地域の方にご連絡をされてこの方向に至ったのか。</p>
事務局	<p>こちらから買います、指定しますということは広報できない。</p> <p>調査の際、各所有者様とコンタクトを取り、ご相談をさせていただく中で、史跡指定に至っている。</p> <p>また、相手様からご相談をいただくこともある。そうした中で、一昨年度策定させていただいた「史跡長岡京保存活用計画」に基づき、ぜひとも保存整備したい最重点地域と定めて史跡指定や公有化などの事業を進めている。</p>
委員	<p>今後150億円くらいかかるとの数字も出ているが、軒数にした場合、何軒か。</p> <p>また、対象となるご家庭はご存じなのか。周知できているのか。</p>
事務局	<p>家の軒数については、把握していない。遺跡を復元した面積から既存の史跡指定面積を差し引き、これに平均単価を乗じて算出している。</p> <p>各所有者様について、大半の方はご存知である。工事により大極殿公園も広くなるたびに「次は私のところか」と言っていたところもあるが、「嫌だ」、「考えていない」とおっしゃられる方もおられる。</p>
委員	<p>以前、大極殿公園ができた時に、今まであった遊具がなくなったりした。史跡公園となると規制があり置くことができないのか。ボール投げができる広いところがほしいとの市民の皆様の意見もある。</p>
事務局	<p>基本的に史跡に対して既存の遊具は設置できない。大極殿公園については、史跡指定と都市公園としての整備が同時であったことから、遊具を置いていただいた経緯が</p>

	<p>あった。遊具が老朽化した場合、新たに設置することはできない。</p> <p>ただし、史跡の特徴を表す遊具は設置できる。大極殿公園にあった遊具は老朽化のため、撤去した。内裏公園の遊具については、補修で対応しており、史跡地に遊具はある状態である。</p> <p>なお、史跡乙訓古墳群元稲荷古墳がある「勝山公園」については、先に公園があり遊具があった。後から史跡指定したため、現在も遊具はある。</p>
委員	<p>土地買い上げの戸数が分からず、面積で計算をした。これから大極殿を復元した場合に180億円もかかる試算が出されている。これについてはどうか。</p>
事務局	<p>計算式については、発掘調査の成果から、大極殿地域が東西42m、南北は41mといった計算で算出している。ご指摘の180億円については、奈良の平城宮跡で大極殿を復元された場合に約180億円かかったとのことである。</p>
委員	<p>今回予定の3筆、約500坪分の固定資産税が入ってこない。歴史的には大変重要であるが、土地を寝かして固定資産税がかかってくるとなると、普通の会社では持っていられないとなる。法律があり、史跡として買い上げた場合は、目的外使用ができないとなっていたが、大変もったいない。</p> <p>史跡がある都市がこういった事業を行っていくにあたり、完成するまで、別のものに使えるような特例を求めるような努力は考えられるのか。</p>
事務局	<p>史跡指定地の有効活用については、その都度、国や京都府に要望をしている。</p> <p>税制面については、史跡指定地になると公有化する以前から、個人の所有であっても固定資産税、都市計画税は非課税化することができ、現在非課税となっている。</p> <p>このことについて毎年、史跡指定地の面積換算、史跡指定されなければ、毎年どれくらい税収があったかを国に報告しており、特別地方交付税として算入される。</p> <p>また、文化財保護法関係の地方財政措置については、「特別交付税に関する省令」で史跡一つにつき92万円の特別地方交付税の措置となる。</p>
委員	<p>史跡買い上げに関連して、今、史跡指定されているのが、約1万5千㎡であり、買い上げが約85%進んでいるということであり、今回の買い上げで約96%になるとの理解でよいのか。</p> <p>また、約5万㎡との話があるが、今後買い上げ事業に追加する予定なのか。</p>
事務局	<p>約96%になる理解で良い。また、ご指摘のとおり次年度の買い上げ後の面積は、令和4年度に公有化をしても約600㎡の未買収地の土地が残る。残り2軒分となる。この2軒は、買い上げのご希望がない。</p> <p>今後の事業化については、目的として大極殿地域の面積を広げていきたいと考えて</p>

	<p>いる。</p>
委員	<p>公園の整備計画についてどう考えているのか。</p>
事務局	<p>次年度買い上げさせていただけると、来年の3月頃に更地となる。本件土地は、大極殿公園と接しているため、次年度以降、既存の大極殿公園の整備と同様の形で広げ一体化していきたいと考えている。</p>
委員	<p>史跡長岡宮跡史跡等買上事業の固定資産税の関係で、税収と特別地方交付税での返還の数字はどのようになるのか。</p>
事務局	<p>特別地方交付税は一括して本市に入ってくるため、史跡指定地に入った金額とその内訳はない。国庫事業については、算出できない。</p> <p>ただし、史跡指定前の固定資産税、都市計画税を残しており、その金額を国に要望している。</p>
委員	<p>実際にその金額が入っているのか、差があるのか。その辺はご存知なのか。資料等があればいただきたい。また、財政の収入面を考えると、土地を寝かしておくのはどうかと考える。</p>
事務局	<p>史跡だけではなく、「特別交付税に関する省令」では市内に重要文化財の建造物があれば特別交付税として1軒につき28万円、重要美術品では1件につき何万円などの計算式があり、毎年実施している発掘調査なども文化財保護に要した経費として換算資料になる。その中で史跡1件、何㎡と交付された金額を資料として提出することは不可能である。</p> <p>そして、土地を寝かせているのではなく、史跡として適切に保護し、整備し、市民の皆様へ還元しており、本市としては十分に活用できていると考えている。</p>
委員	<p><b>【中央公民館の機能について】</b></p> <p>新たに寄贈いただく市民会館について、中央公民館機能を持たせていくお考え、姿勢についてお聞かせ願う。</p>
事務局	<p>中央公民館の機能について、以前は中央公民館と市民会館が併設していた。今後について現在検討しており、文化芸術の振興や利用者サービスの向上について検討している。</p> <p>また、中央公民館は地区公民館との連絡調整機能を備えており、組織体制も含め総合的に検討を行っている。</p>

委員	検討中とのことであるが、教育部の姿勢についてはどうか。
事務局	以前、中央公民館で文化や芸術などいろいろな関係でご活用いただいていたので、できるだけ使っていただけるような方向で考えている。
委員	いつごろまでに市としての考えをまとめられる予定か。
事務局	来年には市民の皆様にご利用いただく予定であり、今年中には決めていく形になる。
委員	年末までには完成して、中も見られる状態になると思う。名前が市民会館であり、市民の建物であるが、寄贈いただくということで、議会としても最初に要望しただけであるが、年末まででは遅い。市としてどうしていくか、もっと早く明らかにしていくべきである。教育委員会がどうしたいのかがはっきりしない。
事務局	できるだけ早い時期に、利用について申し上げたいと考えている。
委員	中央公民館の機能に関して、中央公民館のホールや貸付について、歳入の予算に入っているのか。
事務局	中央公民館の関係については、入っていない。
委員	市民会館は、中央公民館の機能を持ってこれまで、文化が発展してきた拠点でもあった。早く市民会館でどういったことができるのか、示していただきたい。
委員	<b>【文化施設のLED化について】</b> LED化を文化施設や学校施設で進めていただくということであるが、図書館、文化資料館はどういうやり方を検討されているのか。
市長	LED化については、グロー球を外すであったり、インバーターであったら直結する等、工事は難しくない。今回、図書館のLED化案が上がってきた時は一部であったが、実施するのであれば、全て実施したほうが良いと考え、全面的に行うようにした。 今、全てを変えるのが良いのか、器具が色々あることから調べながらできるだけ早く行いたいと考えている。良い起債があればそれに合わせて行うこともある。
委員	LEDについては、まだまだ発展途上であり、今後何十年にわたり使い続けるにあたり、このタイミングで替えるのがいいのか、ランプと配線に対応し落ち着いた時にするのか、最も効率のよいやり方を検討いただきたいことを要望する。

委員	<p><b>【図書館の電子書籍について】</b></p> <p>電子図書館を将来的にどのように捉えているのか。</p>
事務局	<p>電子書籍について、取り入れているところは、宇治市、福知山市などがある。向日市では今のところ予定はない。電子書籍はインターネットで24時間貸出返却が可能であり、来館の必要がないなどのメリットがあるが、デメリットもある。</p> <p>読書世論調査によれば、35%が電子書籍を読んでおり、そのうち過半数はコミックを主に読んでいる。</p> <p>また、図書館用電子書籍は一般流通しているものとは異なり、紙で出版されてから年数の経過したものが多く、ベストセラーがないこと。そして、利用者が望むような文芸書や実用書等の新しいものは少ない。図書館の専門家によると、図書館で電子書籍を取り扱うことは、時期尚早であるとの意見もある。</p> <p>以上のことから、資料費、蔵書数、利用者層などを考え、今は紙の資料を充実させることを考えている。</p>
委員	<p>そういう理由があるならば、時期尚早と考えるが、いずれオンラインが主流になってくるので、そのあたりの整理が整いましたら早急に考えていただきたい。</p>
委員	<p><b>【不登校の学習保障について】</b></p> <p>不登校の子どもの親の支援、特に子どもの学習保障はどのようなことを行うのか、強化するのか。</p> <p>先日亀岡市の学びの森の方に講演いただき、南丹市地域ネットワークの方の話を聞いて衝撃的だった。鮮明だったのは不登校の問題を子どもの問題としない。学校にいけない子どもの問題としないことを前提に、これだけ多くの子どもが学校にいけないということを学校側の構造的な問題と捉えるということである。</p> <p>自分の子供が学校に行けなかったら親も悪かったのではと思う。</p> <p>それだけでなく、学校や教育委員会としてどうとらえているのか教えていただきたい。</p> <p>12月議会の一般質問でも家庭への支援について答弁いただいているが、もう一度ご説明いただきたい。</p>
事務局	<p>不登校について、本市教育員会では、問題行動ととらえず、登校している児童と比較して、義務教育が十分に保障できていないことが課題であると捉えている。</p> <p>これまでから、教育相談事業、適応指導教室、各学校に心の相談サポーターを配置し、次年度も継続予定である。</p> <p>また、各学校においては校長会議において、未然防止に取り組むこととし、子どもの居場所を作ることや、わかる授業の展開を考えている。</p> <p>保護者への支援は、府が配置されている、スクールカウンセラー、スクールソーシ</p>

委員	<p>ャルワーカー等の専門家を全学校に巡回配置も含め、配置し、カウンセリングを通じて保護者への支援を行っている。</p> <p>不登校が数年、激増しており、相談支援を強化していく必要がある。 特に強化する点はあるのか。</p> <p>適応指導教室という名前に違和感がある。文科省では教育支援センターという名称に変える方針が出されているようだが、向日市ではどのような方向性で行っているのか。</p>
教育長	<p>適応指導教室という名称が定着している。教育支援センターは施設の名称ではなく組織として位置づけられている。</p> <p>本市では、適応指導教室のひまわり広場を含めて教育支援センターとして位置付けている。</p> <p>理想を言えば一つの建物で行うことが望ましいが、施設面の課題もあるので、機能面で教育支援センターとしての役割を果たしていきたい。</p> <p>スクールソーシャルワーカーについても、社会福祉士の資格保有者の時間数を増やし、強化したいと考えている。</p>
委員	<p>フリースクールは乙訓地域にあるのか。また、連携はあるのか。</p> <p>来迎寺で行っている支援を利用されている児童を出席扱いにするなど、地域の様々な子どもの居場所を作っているところと連携する見通しはいかがか。</p>
事務局	<p>適応指導教室以外の学習保障について、京都府認定のフリースクールを利用する児童生徒はいる。</p> <p>この施設を利用している児童の出席等の保障がどのようになされているか、施設に出向くなどして把握に努めている。</p> <p>来迎寺についてもこれまでから連携している。出席扱いにするかは今後の課題としたい。</p>
委員	<p>京都府認定のフリースクールの利用者は何人いるのか。</p>
事務局	<p>昨年度は1名である。</p>
委員	<p>学校に行けない児童生徒への学習保障に引き続き取り組んでいただきたい。</p>
委員	<p>議員調査資料によると、令和2年度は、小学校で30日以上欠席者数、50日以上の欠席者数が合計で45人、中学校の30日以上欠席者数9名、50日以上の欠席者数が51人となっている。</p>

事務局	<p>とくに勝山中学校では非常に多い理由は。また、向陽小学校の多い理由は何かあるのか。</p> <p>ひまわり教室では出欠を取っていて、来迎寺では取っていないようだが、出席とみなす指標は何か。</p> <p>不登校児童・生徒数の要因であるが、中学校では微減、小学校ではやや増加傾向である。不登校の要因は一人ひとり異なるため、特定の学校に多い理由は特にならない。</p> <p>出席要件については、支援内容を鑑みて、何を使ってどのように学習保障をされているのかで判断している。</p>
委員	<p>来迎寺の取り組みは出席に値するのか。</p>
事務局	<p>出席にするか否かの判断は、何を使ってどのように学習保障をされているのかで判断する。出席とすることを前提に、どのような保障にするのかということにならないようにする必要がある。</p>
委員	<p>出席とできるよう検討いただきたい。</p>
委員	<p>適応指導教室の名称であるが、定着しているとはいえ、時代の流れに合わせ、学習保障する場であるということを示す名称（学習支援室など）としてはどうか。</p>
事務局	<p>学習だけでなく、コミュニケーションや対人に不安があるなど要因は様々であり、内容を表す名称は難しいが、ひまわり広場として親しまれている。ご要望は承知した。</p>
	<p><b>【天文館について】</b></p>
委員	<p>天文館の職員が退職されるとのことだが、来年度の予定は如何か。</p>
事務局	<p>3月末で会計年度任用職員が退職予定であるが、新たに採用予定である。来年度についても、今年度と同様の水準を維持していきたい。</p>
委員	<p>天文館は専門性も必要になるので、引き続きよろしく願いたい。</p>
委員	<p>天文館は完成して30年近くたつが、子どもたちのためにも大きな役割を果たしていると考えている。</p> <p>しかし、この先、今のプールと同じように今後の在り方を考える時期が来ると思われる。その際、利用状況はどうかという議論になると考えられ、もっと身近な場所にしないと、大規模な修繕が必要な場合に、廃止という方向になってしまう恐れがある。向日神社とコラボするなど、新しいやり方を模索する必要があると思うがどうか。</p>

事務局	<p>また、いろいろな天体ショーがテレビなどで報道されているが、市の広報誌等を通じて周知できないか。</p> <p>施設の老朽化対応についての見通しをご説明できる状況にない。</p> <p>新型コロナウイルスの影響で来館者も減っているが、社会教育の場の提供ということで頑張っているところである。</p> <p>駐車場の問題で、向日神社とは一時期、関係が悪くなったこともあったが、職員が立ち番をして啓発を行うことで、現在は良好な関係にある。その流れで、向日神社と一緒に何かできればと考えている。コロナ禍において接触を避けるために、望遠鏡をのぞくことはできないが、ユーチューブに載せるなど、今後は検討していきたい。</p>
委員	<p>市の広報への掲載はどうか。30年前と今とで見えない星があるのか。</p>
事務局	<p>30年前にどれくらい見えていたか存じ上げていないが、現状としては、かなり明るいのでほとんど見えない。</p> <p>月が出ていない夜であれば見えるが、月の明かりと街中の明かりが影響しており、暗い星は見にくい。広報については、行事の告知を行っている。スペースの関係もあり、HPや回覧も出していきたく考えている。</p>
委員	<p>一人でも多くの方の目につくような努力をお願いします。</p>
委員	<p>天文館観覧者数はコロナ禍で減っているとあるが、来年度、コロナが収束したとした場合の見込み、また、来場者数を上げるため、SNSを利用し、情報発信することも一つの手だと思う。2千万の経費が掛かっている。入場料をとることはどうか。</p>
事務局	<p>来館者数については、コロナ禍以前の入館者数を目標にしたい。告知の方法としてLINE等のSNSを今後使っていきたい。回覧・広報に頼っているが、高齢者の方は広報・回覧を見ていただいているため、今後も続けていく。入場料については、入館される方について、徴収することは考えていない。</p>
委員	<p>以前の来館者数はどれくらいか。</p>
事務局	<p>7千500人から8千人となっており、そこを目標にしたいと考えている。</p>
委員	<p><b>【コロナ禍での学力の低下について】</b></p> <p>コロナ禍での学力低下の関係はどういう状況になっているのか。</p>
事務局	<p>学力については、2年ぶりに各診断テストがあり、学力のすべてを表したものではありません。</p>

	<p>ないが、概ね市全体としてはその学力診断テストの府平均や全国平均並みであると認識している。その結果を踏まえ、全教職員で授業の改善に取り組み、また、学習指導要領の全面実施になったため、それについても改善をしている。</p>
委員	<p>具体的にはどういった改善か。</p>
事務局	<p>学習指導要領の全面実施につきましては、身に着けた力が将来どのように使えるかということが今求められている力であり、これまでは、覚えるあるいは計算ができるということ問われていたがどのように使えるようになるか、ここを重点的に学習指導要領は示しておりますので、そこについて使えたことがゴールではなく、それをどのように使えるかについて話し合うことを授業の中で子どもたちに考えさせる場面を作ることが具体的な改善点である。</p> <p>二つ目に、コロナ禍であるため、学級閉鎖や学年閉鎖を行った児童・生徒が復帰してきた際には、放課後あるいは、休み時間等を使い、時間を増やして授業を行う等している。</p>
委員	<p>全体的に見ると、コロナ禍で学力の低下している子どもはいないという理解でいいのか。</p>
事務局	<p>授業の中で教える中身ついて、申しました通り、過不足なく今年度を終える予定をしている。それが身に着いたかどうかは、次年度の学力診断テスト等を見ながら、その力がもしも低下していた場合がありますら、補充をしていきたい。</p>
委員	<p>コロナ禍による診断テストと、学力テストは違うものか。</p>
事務局	<p>全国学習状況調査については、小学校は6年生、中学校は3年生が対象となっている。</p> <p>京都府の学力診断テストは、異なる学年が対象の学年となっている。</p> <p>主催が違うことと、対象学年が違う。</p>
委員	<p>コロナ禍による診断テストはどうか。</p>
事務局	<p>コロナの影響によって、学力が低下しているかどうかを調べるテストはない。</p> <p>これまでから実施している京都府の学力診断テスト、全国学習状況調査を継続して実施していくとともに、今年度指導してきた力がどのように身に付いているかということテスト結果で図り、指導改善を行っていきたい。</p>
委員	<p>コロナ禍で授業数が減り、休まれたりしているため、その学力を心配している。</p>

事務局	<p>コロナの関係について、何か対策されているのか。</p> <p>個別にコロナの影響により休んだ児童・生徒、学年閉鎖や学級閉鎖等で授業が教室内で受けることができなかつた児童・生徒、状況が様々あるが、日常的な支援はこれまでから学校を休んだ時は、小学校では担任の先生が全授業を受け持っているため、休んだ後、授業時間外に児童・生徒の習得状況に応じて支援している。</p> <p>加えて、授業中、児童生徒がどのような目をして、息遣いで、表情で理解しているか授業者は分かります。コロナ禍に関わらず、その状況については、学校において把握している。コロナ禍においては、より丁寧に児童生徒の支援にあたっている。</p>
委員	<p>引き続き、頑張っていたきたい。</p>
	<p><b>【公民館の備品及びバリアフリー化について】</b></p>
委員	<p>公民館の机等が痛んでおり、全ての公民館の備品の調査やバリアフリー改修について伺う。</p>
事務局	<p>バリアフリー化については、スロープをできるところは設置している。エレベーターは構造上の問題もあり、会議室を減らす等課題があり、引き続き検討する。</p> <p>備品等について、寺戸公民館はクロスの変更を予定しており、全体の中で優先順位をつけて更新していく。</p>
委員	<p>バリアフリーについては、エレベーターの外付けも考えられると思う。計画的に始めていただきたい。いつごろまでに結論を出されるのか。また、全公民館の備品の調査を来年度にさせていただくことについて伺う。</p>
事務局	<p>備品の調査については、実施しているが、再度しっかりと調査を行う。バリアフリーについては、改修を行う中で考えており、現時点でお答えはできない。</p>
	<p><b>【留守家庭児童会の開設日について】</b></p>
委員	<p>留守家庭児童会について、日祝の開設に関する要望はあるのか。</p>
事務局	<p>要望は聞いていない。</p>
	<p><b>【学校教育の向上について】</b></p>
委員	<p>ふるさと向日市創生計画の学校教育の向上に関連して聞く。今年初めて学校に来た先生が、そのクラスで生徒が騒いでも先生が注意しない。逆に生徒が「うるさいから黙ろうや」という状況がある。新任で入ってきて担任になることに抵抗があるが、教育委員会の体制として、どこの学校でも新任の先生が担任を持つ事例はあるのか。</p>

事務局	<p>新しく赴任した先生、あるいは初めて教壇に上がる新任の先生が担任をもつことはよくある。生徒との関係性や指導力に関しては、個々の教員によって様々あるが、常に教員が生徒の行動についてすべてを指導することが必要なときもあるが、そうでない場合もある。子ども達自身が自分たちのルール決めをすることは、効果のある指導の一つであると考えている。</p>
委員	<p>子どもが提案する教育方法なのか。アクティブラーニングのことか。</p>
事務局	<p>アクティブラーニングは「主体的、多様的で深い学び」ということである。アクティブラーニングと先ほどの生徒への指導とは若干違いがある。</p>
	<p><b>【希望校及び弾力化制度について】</b></p>
委員	<p>希望校の利用者数について、実際の状況と、学級の人数について、向日市内の3つの中学校で何人学級になっているのか。多いところ、これからの見通しについて伺う。</p>
事務局	<p>希望校制度の利用者数について、令和4年度の新1年生につきましては、弾力化制度の希望校制度を使われた方は49名であり、希望通り入学いただける。</p>
事務局	<p>少人数学級について、小学校は35人以下の学級が成立している。中学校については、38名、39名の学級がある。</p>
委員	<p>中学校も35人学級で行っていただきたい。希望校の関係で、中学校が49名、中学校が23名であり、この希望校の際、ご意見やご要望はあったのか。</p>
事務局	<p>希望校制度であり、入学したい学校に届を出しておられることから、そういったお声はなく、皆様希望の学校に行くことができる。</p>
委員	<p>これから弾力化制度が廃止されると人数制限を行われる。これからの見通しについて伺う。</p>
事務局	<p>弾力化の希望校制度を使った状況の中で、4向小であるが、令和5年度入学から受け入れを停止するアナウンスをした。令和5年度就学のご家庭へは郵送で通知を送っている。その中で、今年度の弾力化制度の利用状況の傾向として見られることが、4向小の児童が多いとの認識から、4向小に希望を出される方が例年より少なかった。このまま4向小の受け入れ停止を続けると、校区内の児童の受け入れができなくなることはないと思う。また、私立に進学する方も多く、中学校も毎年推計しており、寺戸中学校も心配ではあるが、今の見通しであれば、既存施設で受け入れができると予想している。</p>

委員	<p>しかし、不確定要素が多く、不透明である。</p> <p>きょうだい4向小にいる場合の優先などはあるのか。</p>
事務局	<p>4向小の弾力化制度の希望校受け入れを停止は行いが、きょうだい4が先に入学されている方で希望されたら入学いただけるようにしている。</p>
	<p><b>【通学路の点検について】</b></p>
委員	<p>千葉県八街市の事故を受けて、点検を2回していただいた。すべての通学路の点検の結果、通学路の対策についてはどうか。</p>
事務局	<p>今年度3回実施しており、危険箇所と言われる所を全て点検した。ハード面でやらなければならない所、ソフト面でしか対応できない所とあるが、教育委員会でできることはソフト面であり、電柱幕を巻いて啓発をする等、今年度分は対応した。</p>
委員	<p>ハード面は道路整備課と連携をとれているのか。通学路は教育委員会が携わることが必要だと考える。</p>
事務局	<p>通学路の交通安全プログラムがあり、それをもとに推進会議を設置している。道路管理者や乙訓土木事務所、警察も入り協議している。</p> <p>今年度調査の中で、長期的な対策が必要な箇所が3箇所あり、道路管理者に申し渡しもしている。プログラムにのっとり、毎年、学校や保護者、地域の方から頂いたお声はその会議でチェックしている。事故の有無にかかわらず毎年継続的に行っていく。</p>
委員	<p>この3箇所はいつ頃できるのか。</p> <p>全てが完了するわけではないが、令和4年度には形になる。</p>
事務局	<p><b>【歴史資料の公開について】</b></p>
委員	<p>文化資料館について、歴史資料の公開と情報提供の予算について、HPに掲載する際、ナレーション付きの動画となるのか。現行の写真と文書となるのか。</p>
事務局	<p>資料の公開については、収蔵品管理システムにより公開するものと、資料館のHPでも公開しているが、写真画像とそれについての文字テキストの説明となり、音声を伴う動画は予定していない。</p>
委員	<p>動画については、さらに予算を組まなければならないのか。HPの容量の関係か。</p>

事務局	<p>おっしゃられた両方の面がある。動画を作る経費が掛かることや作業量のこともある。</p> <p>静止画と文字テキストの製作を集中的に行っている。</p> <p><b>【向日市教育150年及び市制施行50周年記念事業について】</b></p>
委員	<p>給食について、社会情勢により物価が上がっているが、給食費については当初に組まれた費用で今年度行うことができるのか。市制施行50周年と教育150年について記念給食を考えておられるが、詳細についてはどうか。</p>
事務局	<p>今のところ、ロシアの侵攻により食材の値段が上がっていることはない。来年度は据え置きのままと考えている。毎年野菜の不作で価格が高騰する等の変動があるため、ある程度は吸収できるが、それ以上となると対応が必要となる可能性もある。</p> <p>市制施行50周年と教育150年の記念給食については、特別に予算化しておらず、給食の中で、各校の栄養士と相談し、記念の献立を提供したいと考えている。</p>
委員	<p>向日市教育150年、市制施行50周年に関わっての事業・企画はどのようなものか。</p>
事務局	<p>文化資料館では、向陽小学校が最初に勝山校としてできてから150年ということで、学校の歴史を紹介するような特別展を計画している。それに合わせて記念講演会、それから各校の校歌を歌うコンサートを計画している。向日市の教育150年を振り返り、未来に繋げられるような展示及び関連事業を計画している。</p>
事務局	<p>図書館では、教育150年記念として、学校支援用図書約150冊の購入を予定している。また、市制施行50周年では、特設展示として、1972年から現在までの50年間を10区分に区切り、向日市のニュースや当時の世相やベストセラーなどパネルを使って紹介することを考えている。</p>
委員	<p>コンサート等は、文化資料館の場所で行われるのか。</p>
事務局	<p>展示・講演会は資料館で行い、コンサートについては、12月を考えているが、コロナ禍でもあり、その状況により、各校の映像を事前収録して流すことやいくつかの場所をオンラインでつなぐことも考えなければならない社会情勢になっているかもしれないと考えている。今後、規模や場所は検討していく。</p>
委員	<p>市制施行50周年事業と教育150年記念事業について、事業費は教育部の予算に入れているのか。</p>

事務局	主要事業調書にのっている予算については、教育部となる。
委員	約1千万円の150年記念事業は教育委員会の予算でよいのか。
事務局	主要事業調書に載っている事業については、50周年、150年とあるが、教育部の予算である。
委員	50周年記念事業の中で、「乙訓の学校 なりたちと歴史」を参考資料で見ると、「学校展及び関連事業」に入るのかとも読み取れたがどうか。
事務局	<p>主要事業調書については、それぞれ市制施行50周年記念事業として、3千999万円、教育150年記念事業として1千万である。</p> <p>採決 — 挙手多数 — (可決)</p>

令和3年度 教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応について  
(令和3年4月～令和4年3月)

令和4年4月28日  
教 育 部

別紙1及び別紙2のとおり報告します。

施設等		令和元年度			令和2年度						令和3年度																		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月													
国		● 1/15 国内最初の感染者確認	● 2/28 全国一斉臨時休業要請 (小中学校、高等学校等)	● 3/24 教育活動の再開等の通知	← 4/16~5/21 緊急事態宣言(京都府区域)	● 5/15 「学びの保障」の方向性等の通知				● 7/22~12/28 GoToトラベル ※地域共通クーポンは10/1~				← 1/14~2/28 緊急事態宣言(京都府区域)															
京都府 京都府教育委員会		● 1/30 府内最初の感染者確認	● 2/28 府内一斉臨時休業要請 (小中学校、高等学校等)	● 3/24 教育活動の再開等の通知	← 4/17~5/21 京都府における緊急事態措置	● 5/15 教育活動の再開等の通知								← 1/14~2/28 京都府における緊急事態措置															
教育委員会			● 2/28 臨時休業決定・通知 (小中学校:3/3~3/24)	● 2/28 学校の臨時休業に伴う留守家庭児童会の対応の通知	● 3/2 感染拡大防止に係る臨時休業の対応の通知 (小中学校)	● 3/26 教育活動の再開等の通知 (小中学校)	● 4/6 臨時休業通知 (小学校:4/10~5/6) (中学校:4/11~5/6)	● 4/6 臨時休業に伴う学校施設での受入の通知(小学校)	● 4/10 臨時休業中の登校日の中止についての通知(小中学校)	● 4/14 自粛要請(留守家庭児童会)	● 4/17 緊急事態宣言による自粛要請 (小中学校、留守家庭児童会)	● 4/28 臨時休業延長の通知 (小中学校:~5/31)	● 4/28 学校の臨時休業延長に伴う留守家庭児童会の開会通知	● 4/20~5/20 教員の在宅勤務を実施	● 4/6 臨時休業通知 (小学校:4/10~5/6) (中学校:4/11~5/6)	● 5/15 教育活動の段階的再開の通知 (小中学校:5/26~)	● 6/1 児童生徒1人10枚マスク配布	● 9/6 向日市立小学校在籍児童のコロナへの感染についての通知	● 9/7 教育活動の再開及び一部臨時休業についての通知(小学校)	● 9/8 一部臨時休業の延長についての通知(小学校)	● 9/9 教育活動の再開についての通知(小学校)	◆ 11/13 向日市立中学校在籍生徒のコロナへの感染についての通知	◆ 11/14 教育活動の再開及び一部臨時休業についての通知(中学校)	◆ 11/15 教育活動の再開についての通知(中学校)	▲ 11/28 向日市立小学校在籍児童のコロナへの感染についての通知	▲ 11/29 教育活動の再開及び一部臨時休業についての通知(小学校)	▲ 11/30 教育活動の再開についての通知(小学校)	● 1/21 児童生徒1人50枚マスク配布	● 1/28 国公私立等児童生徒1人50枚マスク配布
学校教育	小学校		3/3~3/24 臨時休業	3/19 卒業式	3/25~4/6 春季休業期間	4/1 離任式	4/7 始業式	4/8 入学式	4/9 半日登校	4/10~5/31 臨時休業	4/13~5/29 小学校での児童の受入 8:30~13:30	5/26~5/29 任意の登校日(隔日分散)	6/1~6/7 短縮時間割等による段階的再開	6/8 全面再開(給食を含む) ※小学校1年生は6/9から全面再開	8/5~8/18(14日間) 夏季休業期間 ※変更前は、7/21~8/25(36日間)	8/4 終業式	8/19 始業式	9/7 向陽小学校 臨時休業	9/9~11/13 小学校修学旅行	11/29 第4向陽小学校 臨時休業	12/26~1/6 冬季休業期間	12/25 終業式	1/7 始業式	3/25~4/6 春季休業期間	3/19 卒業式	3/24 修了式			
	中学校		3/3~3/24 臨時休業	3/13 卒業式	3/25~4/7 春季休業期間	4/1 離任式	4/8 始業式	4/9 入学式	4/10 半日登校	4/11~5/31 臨時休業	5/26~5/29 任意の登校日(隔日分散)	6/1~6/7 短縮時間割等による段階的再開	6/8 全面再開(給食を含む)	8/5~8/18(14日間) 夏季休業期間 ※変更前は、7/21~8/25(36日間)	8/4 終業式	8/19 始業式	10/1~11/5 中学校修学旅行	11/14 勝山中学校 臨時休業 (1学級は11/15まで)	12/26~1/6 冬季休業期間	12/25 終業式	1/7 始業式	3/25~4/6 春季休業期間	3/15 卒業式	3/24 修了式					
留守家庭児童会			● 3/3~3/4 開会 13:30~18:00(延長あり)	● 3/5~3/24 開会 8:30~18:00 1日育成(早朝・延長あり)	● 4/10~5/6 開会 13:30~18:00(延長あり)													● 9/7 第1留守家庭児童会休会											

施設等	令和元年度			令和2年度									令和3年度		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国	● 1/15 国内最初の 感染者確認	● 2/28 全国一斉臨時休業要請 (小中学校、高等学校等)		←→ 4/16~5/21 緊急事態宣言(京都府区域)									←→ 1/14~2/28 緊急事態宣言(京都府区域)		
京都府 京都府教育委員会	● 1/30 府内最初の 感染者確認	● 2/28 府内一斉臨時休業要請 (小中学校、高等学校等)		←→ 4/17~5/21 京都府における緊急事態措置									←→ 1/14~2/28 京都府における緊急事態措置		
向日市		● 2/28 第4回コロナ 対策本部会議	● 3/3 第5回コロナ 対策本部会議	● 4/8 第9回コロナ 対策本部会議									● 1/13 第31回コロナ 対策本部会議		
図書館			←→ 3/5~3/24 臨時休館	←→ 3/25~4/9 返却と貸出のみ開館	←→ 4/10~4/22 予約資料貸出と返却のみの開館		←→ 6/2~8/19 入室制限の解除					8/20~ 閲覧席の設置開始 以後、段階的に増設			
文化資料館				←→ 4/10~5/18 臨時休館											
天文館				←→ 4/10~5/19 臨時休館											
地区公民館				←→ 4/10~5/31 会議室の貸館中止									←→ 1/14~2/28 開館時間 午後8時まで		
文化財調査事務所				←→ 4/10~5/18 史跡長岡宮跡朝堂院公園案内所臨時休業											
学校開放	小学校 (グラウンド、 体育館)		←→ 3/3~7/14 グラウンド貸出中止						● 9/7 向陽小学校 開放中止			▲ 11/29 第4向陽小学校 開放中止	←→ 1/14~3/1 グラウンド・体育館貸出中止		
	中学校 (体育館)		←→ 3/3~8/18 体育館貸出中止										←→ 1/14~3/1 体育館貸出中止		
	向日町 競輪場		←→ 2/28~8/18 貸出中止												
市民体育館			←→ 4/10~6/15 全館臨時休館	←→ 3/4~6/15 トレーニング室の利用中止	←→ 4/10~6/4 体育室会議室の貸出中止								←→ 1/14~2/28 開館時間 午後8時まで		

令和3年度 教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応経過について

令和4年4月28日作成

施設等	令和3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月
国	4/25～5/11、5/12～5/31、6/1～6/20 緊急事態宣言(京都府区域(3回目))		6/21～7/11 まん延防止等重点措置(京都府区域)		8/20～9/12、9/13～9/30 緊急事態宣言(京都府区域(4回目))		8/2～8/19 まん延防止等重点措置(京都府区域)		1/27～2/20、2/21～3/6、3/7～3/21 まん延防止等重点措置(京都府区域)			
京都府 京都府教育委員会	4/25～5/11、5/12～5/31、6/1～6/20 京都府における緊急事態措置		6/21～7/11 京都府まん延防止等重点措置		8/20～9/12、9/13～9/30 京都府における緊急事態措置		8/2～8/19 京都府まん延防止等重点措置 (8/17～8/19措置地域追加(向日市))		1/27～2/20、2/21～3/6、3/7～3/21 京都府まん延防止等重点措置			
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>4/9 児童生徒及び教職員のコロナへの感染が確認された場合(小中学校)</li> <li>4/13 京都府内のまん延防止等重点措置を踏まえた対応についての通知(小中学校)</li> <li>4/26 緊急事態宣言を踏まえた対応についての通知(小中学校:4/25～5/11)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5/12 緊急事態宣言の期間延長を踏まえた対応についての通知(小中学校:4/25～5/31)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6/1 緊急事態宣言の期間再延長を踏まえた対応についての通知(小中学校:4/25～6/20)</li> <li>6/21 京都府内のまん延防止等重点措置を踏まえた対応についての通知(小中学校)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7/12 コロナ感染症に係る向日市立小中学校における対応についての通知(小中学校:まん延防止解除後の対応)</li> <li>7/20 感染拡大防止に係る対応等についての通知(小中学校:夏季休業期間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8/3 修学旅行等及び部活動の対応についての通知(小中学校)</li> <li>8/26 コロナ感染症に係る向日市立小中学校における対応についての通知(小中学校:～9/12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9/9 児童生徒及び教職員のコロナへの感染が確認された場合(小中学校)</li> <li>9/13 コロナ感染症に係る向日市立小中学校における対応についての通知(小中学校:～9/13～9/30)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10/1 コロナ感染症に係る対応についての通知(小中学校:緊急事態宣言解除後の対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12/15 コロナ感染症に係る対応についての通知(小中学校)</li> <li>12/24 コロナ感染症に係る対応についての通知(小中学校:冬季休業期間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/11 コロナ感染症に係る対応についての通知(小中学校)</li> <li>1/21 コロナ感染症に係る対応についての通知(小中学校)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/27 京都府内のまん延防止等重点措置を踏まえた対応についての通知(小中学校:1/27～2/20)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3/22 児童生徒及び教職員のコロナへの感染が確認された場合(小中学校)</li> <li>3/24 コロナ感染症に係る対応についての通知(小中学校:春季休業期間)</li> </ul>	
学校教育	小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>3/25～4/6 春季休業期間</li> <li>4/7 始業式</li> <li>4/8 入学式 来賓なし 新1年生と在校生数名が参加(保護者の参観可)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>7/21～8/25 夏季休業期間</li> <li>7/20 終業式</li> <li>7/15～7/16 第6向陽小学校 宿泊学習</li> <li>8/26 始業式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10/9～10/23 小学校体育大会</li> <li>10/14～11/25 小学校修学旅行</li> <li>10/5～11/22 小学校宿泊学習(第6向除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12/25～1/10 冬季休業期間</li> <li>12/24 終業式</li> <li>1/11 始業式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3/25～4/6 春季休業期間</li> <li>3/18 卒業式 来賓なし 卒業生と在校生が参加(保護者の参観可)</li> <li>3/24 修了式</li> </ul>					
	中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>3/25～4/7 春季休業期間</li> <li>4/8 始業式</li> <li>4/9 入学式 来賓なし 新1年生と在校生数名が参加(保護者の参観可)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>7/21～8/25 夏季休業期間</li> <li>7/20 終業式</li> <li>8/26 始業式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10/6 中学校体育大会</li> <li>10/25～11/10 中学校修学旅行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12/25～1/10 冬季休業期間</li> <li>12/24 終業式</li> <li>1/11 始業式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3/25～4/7 春季休業期間</li> <li>3/15 卒業式 来賓なし 卒業生と在校生が参加(保護者の参観可)</li> <li>3/24 修了式</li> </ul>					
留守家庭児童会												

施設等		令和3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月
国		4/25～5/11、5/12～5/31、6/1～6/20 緊急事態宣言(京都府区域(3回目))		6/21～7/11 まん延防止等重点措置(京都府区域)		8/20～9/12、9/13～9/30 緊急事態宣言(京都府区域(4回目))						1/27～2/20、2/21～3/6、3/7～3/21 まん延防止等重点措置(京都府区域)	
京都府 京都府教育委員会		4/25～5/11、5/12～5/31、6/1～6/20 京都府における緊急事態措置		6/21～7/11 京都府まん延防止等重点措置		8/20～9/12、9/13～9/30 京都府における緊急事態措置						1/27～2/20、2/21～3/6、3/7～3/21 京都府における緊急事態措置	
向日市		● 4/2 第37回コロナ 対策本部会議 ● 4/12 第38回 ● 4/16 第39回 ● 4/21 第40回 ● 4/23 第41回 ● 4/28 第42回	● 5/6 第43回 ● 5/7 第44回 ● 5/18 第45回 ● 5/26 第46回 ● 5/28 第47回	● 6/18 第48回	● 7/8 第49回 ● 7/21 第50回 ● 7/30 第51回	● 8/12 第52回 ● 8/17.18 第53回	● 9/9 第54回 ● 9/28 第55回	● 10/18 第56回	● 11/25 第57回		● 1/4 第58回 ● 1/12 第59回 ● 1/21 第60回 ● 1/25 第61回	● 2/15 第62回 ● 2/18 第63回	● 3/1 第64回 ● 3/4 第65回 ● 3/15 第66回 ● 3/17 第67回
図書館		4/25～6/20 滞在時間30分に制限 インターネット用パソコン使用休止		6/30～8/19 滞在時間1時間に制限		8/20～9/30 滞在時間30分に制限 インターネット用パソコン使用休止						1/27～3/21 滞在時間1時間に制限	
		～4/24 滞在時間1時間に制限		6/21～6/29 システム更新と蔵書点検のため				10/1～1/26 長時間の滞在は不可				3/22～ 長時間の滞在は不可	
文化資料館		4/25～5/11 臨時休館											
天文館		4/25～5/11 臨時休館											
地区公民館		4/25～5/11 会議室貸館中止		5/12～6/20 開館時間 午後8時まで		8/2～8/16 開館時間 午後9時まで		8/17～9/30 開館時間 午後8時まで		10/1～10/21 開館時間 午後9時まで			
文化財調査 事務所		史跡長岡宮 跡朝堂院 公園案内所		4/25～5/11 史跡長岡宮跡朝堂院公園案内所臨時休業									
		旧上田家住宅 (11/23～)											
学校開放		小学校 (グラウンド、 体育館)		4/25～6/20 グラウンド、体育館貸出中止		8/17～9/30 グラウンド、体育館貸出中止		8/2～8/16 第6向陽小学校 利用時間午後9時まで (全学校一律午後9時まで)		10/1～10/21 第6向陽小学校 利用時間午後9時まで (全学校一律午後9時まで)		1/27～3/21 グラウンド・体育館貸出中止	
		中学校 (体育館)		4/25～6/20 体育館貸出中止		8/17～9/30 体育館貸出中止						1/27～3/21 体育館貸出中止	
		向日町 競輪場		4/25～6/20 貸出中止				8/17～9/12 利用時間 午後8時まで		9/13～9/30 貸出中止			
市民体育館		4/25～5/11 臨時休館		5/12～5/31 平日利用時間 午後7時まで		6/1～6/20 利用時間 午後8時まで		8/17～9/30 利用時間 午後8時まで					

		まん延防止等重点措置解除	まん延防止等重点措置期間	緊急事態宣言期間	
		令和3年7月12日～8月1日	令和3年8月2日～8月19日（当初は8月31日まで） ※向日市区域は、8月17日から追加	令和3年8月20日～9月12日	令和3年9月13日～9月30日
小中学校	学習活動	<夏季休業期間> 小中学校：令和3年7月21日～8月25日		以下の学習活動について、一時的に停止する。  ① 音楽：室内で児童生徒が行う合唱や、リコーダー及び鍵盤ハーモニカの演奏 ② 保健体育：柔道など、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動 ③ 家庭：児童生徒が行う調理実習	
	修学旅行・宿泊学習	9月末までに実施を計画している修学旅行及び宿泊学習は実施を見合わせ、2学期末までに延期をして実施する。			
	校外学習	9月末までに実施を計画している校外学習は実施を見合わせる。			
	授業参観	<夏季休業期間> 小中学校：令和3年7月21日～8月25日		9月末までに実施を計画している授業参観は実施を見合わせる。	
	部活動	参加者及び活動場所に制限は設けない。	以下の活動を一時的に制限する。 ただし、公式な大会・発表会（全国大会・近畿大会、吹奏楽コンクール等）については、主催者による感染防止対策を確認の上、参加することを認める。  ① 部活動への参加者は、自校の生徒のみとする。 ※活動開始前の健康観察を徹底し、発熱、咳、倦怠感などの体調不良が見られる場合は参加を認めない。また、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も参加を控える。 ② 活動場所は校内のみとする。 ③ 土曜・日曜・祝日においても活動時間を2時間以内とし、練習試合（他校との合同練習を含む）は実施しない。		
児童会 留守家庭	感染防止対策を徹底した上で開会する。				

	まん延防止等重点措置解除		まん延防止等重点措置期間		緊急事態宣言期間	
	令和3年7月12日～8月1日		令和3年8月2日～8月19日（当初は8月31日まで） ※向日市区域は、8月17日から追加		令和3年8月20日～9月12日	令和3年9月13日～9月30日
図書館	① 通常の35%まで座席数を増加する。 ② 滞在時間を1時間までとする。 ③ 期間中に実施予定の催しは、定員を半分以上とし、感染防止対策を徹底した上で開催する。		① 通常の30%まで座席数を減らす。 ② 滞在時間を1時間までとする。 ③ 期間中に実施予定の催しは中止とする。		① 座席を撤去する。 ② 滞在時間を30分までとする。 ③ 2階参考図書室インターネット用パソコンの使用を休止する。 ④ 期間中に実施予定の催しは中止とする。	
資料館 文化	① 感染防止対策を徹底した上で開館する。 ② 期間中に実施予定の催しは、通常より定員を半減し、感染防止対策を徹底した上で開催する。					
天文館	① プラネタリウムの定員80名を25名程度に減らす。 ② 座席を指定することで、人と人との間隔を最低1m以上確保する。				① プラネタリウムの定員80名を25名程度に減らす。 ② 座席を指定することで、人と人との間隔を最低1m以上確保する。 ③ プラネタリウム観覧者の連絡先を確認する。	
地区公民館	① 会議室の利用人数は、定員の半分とする。 ② 利用者に対し、激しい運動、合唱や合奏などの活動の自粛と密にならないよう少人数グループによる活動を要請する。	① 利用時間を午後9時までに短縮する。 ② 会議室の利用人数は、定員の半分とする。 ③ 利用者に対し、激しい運動、合唱や合奏などの活動の自粛と密にならないよう少人数グループによる活動を要請する。	① 利用時間を午後8時までに短縮する。（8月17日から） ② 会議室の利用人数は、定員の半分とする。 ③ 利用者に対し、激しい運動、合唱や合奏などの活動の自粛と密にならないよう少人数グループによる活動を要請する。			
文化財調査 事務所	史跡長岡宮跡 朝堂院公園案内所 感染防止対策を徹底した上で開所する。					
学校等体育施設開放	小学校 (体育館 グラウンド)	感染防止対策を徹底した上で開放する。	① 感染防止対策を徹底した上で開放する。 ② ワクチン集団接種会場のグラウンドは当日、体育館は前日・当日は利用不可とする。 ③ 第6向陽小学校の利用時間を午後9時までに短縮し、全学校一律午後9時までとする。	利用停止（8月17日から）		
	中学校 (体育館)	感染防止対策を徹底した上で開放する。	感染防止対策を徹底した上で開放する。		利用停止（8月17日から）	
	競輪場 向日町	感染防止対策を徹底した上で開放する。		① 感染防止対策を徹底した上で開放する。 ② 利用時間を午後8時までに短縮する。（8月17日から）		利用停止 （9月13日から）
市民体育館	施設の利用人数について、会議室は定員の半分、トレーニング室は20名まで、更衣室は5名までとする。	施設の利用人数について、会議室は定員の半分、トレーニング室は20名まで、更衣室は5名までとする。		① 利用時間を午後8時までに短縮する。（8月17日から） ② 施設の利用人数について、会議室は定員の半分、トレーニング室は20名まで、更衣室は5名までとする。		

		緊急事態宣言解除	まん延防止等重点措置期間			まん延防止等重点措置解除
		令和3年10月1日～令和4年1月26日	令和4年1月27日 ～2月20日	令和4年2月21日 ～3月6日	令和4年3月7日 ～3月21日	令和4年3月22日～
		オミクロン株急拡大に係る対応（令和4年1月21日～）				
小中学校	学習活動	一時的に停止していた学習活動について、感染症対策を講じた上で実施する。 ① 音楽 : 合唱、リコーダー及び鍵盤ハーモニカの演奏 ② 保健体育 : 児童生徒が組み合う活動 ③ 家庭 : 調理実習	以下の学習活動について、感染症対策を講じた上で実施及び一時的に停止する。 ① 音楽 : 最大限の距離を確保した上で、合唱、リコーダー及び鍵盤ハーモニカを演奏 ② 保健体育 : 激しい呼気を伴う運動は一時的に停止 ③ 家庭 : 調理実習	以下の学習活動について、感染症対策を講じた上で実施及び一時的に停止する。 ① 音楽 : 最大限の距離を確保した上で、合唱、リコーダー及び鍵盤ハーモニカの演奏 ② 保健体育 : 激しい呼気を伴う運動は一時的に停止 ③ 家庭 : 調理実習	一時的に停止していた学習活動について、感染症対策を講じた上で実施する。 ① 音楽 : 合唱、リコーダー及び鍵盤ハーモニカの演奏 ② 保健体育 : 児童生徒が組み合う活動 ③ 家庭 : 調理実習	
	修学旅行・宿泊学習	10月1日以降に実施を計画している修学旅行及び宿泊学習を2学期中に実施する。 ただし、今後の感染状況や、実施日に①・②の措置が講じられている場合は、再度、延期・中止とする。 ② 京都府に緊急事態宣言が発令 ② 行き先の都道府県に事態宣言が発令または行き先の地域にまん延防止等重点措置が適用	既に実施済			
	校外学習	10月1日以降に実施を計画している校外学習を2学期中に実施する。 ただし、今後の感染状況によって、再度、延期・中止とする。	感染状況を踏まえ、当分の間、実施を見合わせる。		感染症対策を講じた上で実施する。	
	授業参観	感染症対策を講じた上で実施する。	感染状況を踏まえ、当分の間、実施を見合わせる。		感染症対策を講じた上で実施する。	
	部活動	活動を段階的に緩和し活動を継続する。 ＜段階1※＞ 令和3年10月1～8日 参加者 : 自校の生徒のみ 活動場所 : 校内 活動時間 : 平日2時間以内、休日3時間以内  ＜段階2※＞ 令和3年10月9日～22日 参加者 : 本校を含め、府内2校程度 活動場所 : 段階的に京都府内に限り可とし、9日、10日は乙訓地域での活動とする。 活動時間 : 平日2時間以内、休日3時間以内  ＜段階3＞ 令和3年10月23日以降 参加者及び活動場所に制限は設けない。  ※公式大会等について、主催者による感染防止対策を確認した上で、参加を認める。	以下の活動を一時的に制限する。(1月21日から) ① 部活動への参加者は、自校の生徒のみとする。 ※活動開始前の健康観察を徹底し、発熱、咳、倦怠感などの体調不良が見られる場合は参加を認めない。また、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も参加を控える。 ② 活動場所は校内のみとし、活動時間は2時間以内とする。 ③ 土曜・日曜・祝日における練習試合(他校との合同練習を含む)は当面、実施しない。 ④ 十分な感染症対策が講じられている公式大会・発表会等への参加については、主催者による感染症対策を確認の上、参加を可とする。 ⑤ 激しい呼気を伴う運動は一時的に停止する。		参加者及び活動場所に制限は設けない。	
その他	緊急連絡メール(ミマモルメ)を活用し、感染者数及び濃厚接触者の特定に関する情報を連絡する。					

教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応について

	緊急事態宣言解除		まん延防止等重点措置期間			まん延防止等重点措置解除
	令和3年10月1日～令和4年1月26日		令和4年1月27日～ 2月20日	令和4年2月21日 ～3月6日	令和4年3月7日 ～3月21日	令和4年3月22日～
児童会 留守家庭	感染防止対策を徹底した上で開会する。					
図書館	① 通常の35%まで座席数を増加する。 ② 長時間の滞在は不可とする。 ③ 期間中に実施予定の催しは、定員を半分以下とし、感染防止対策を徹底した上で開催する。		① 通常の30%まで座席数を減らす。 ② 滞在時間を1時間までとする。 ③ 期間中に実施予定の催しは、定員を半分以下とし、感染防止対策を徹底した上で開催する。		① 通常の35%まで座席数を増加する。 ② 長時間の滞在は不可とする。 ③ 期間中に実施予定の催しは、定員を半分以下とし、感染防止対策を徹底した上で開催する。	
資料館 文化	① 感染防止対策を徹底した上で開館する。 ② 期間中に実施予定の催しは、通常より定員を半減し、感染防止対策を徹底した上で開催する。					
天文館	① プラネタリウムの定員80名を25名程度に減らす。 ② 座席を指定することで、人と人との間隔を最低1m以上確保する。					
公民館 地区	① 利用時間を午後9時までに短縮する。(10/1～10/21) ② 会議室の利用人数は、定員の半分とする。 ③ 利用者に対し、激しい運動、合唱や合奏などの活動の自粛と密にならないよう少人数グループによる活動を要請する。		① 会議室の利用人数は、定員の半分とする。 ② 利用者に対し、激しい運動、合唱や合奏などの活動の自粛と密にならないよう少人数グループによる活動を要請する。			
文化財調査事務所	史跡長岡宮跡 朝堂院公園案内所	感染防止対策を徹底した上で開所する。				
	旧上田家 住宅	— 感染防止対策を徹底した上で開館する。(11月23日から)				
学校等体育施設開放	小学校 (体育館・グラウンド)	① 感染防止対策を徹底した上で開放する。 ② 第6向陽小学校(10/1～10/21)の利用時間を午後9時までに短縮し、全校一律午後9時までとする。		利用停止		感染防止対策を徹底した上で開放する。
	中学校 (体育館)	感染防止対策を徹底した上で開放する。		利用停止		感染防止対策を徹底した上で開放する。
	競輪場 向日町	感染防止対策を徹底した上で開放する。				
体育館 市民	施設の利用人数について、会議室は定員の半分、トレーニング室は20名まで、更衣室は5名までとする。					

令和4年度 小中学校の主な新規事業等について

令和4年4月28日  
学校教育課指導係

今年度、国または京都府教育委員会、市の新規事業の指定等の主な内容は以下のとおりです。  
 学校指導体制の充実を図るため、通級指導教室担当教員（すべての小中学校）及びSC（向陽小、3向小、各中学校）、まなび・生活アドバイザー（向陽小、勝山中）、スクール・サポート・スタッフ（各小中学校）を配置しています。また、向日市特別支援教育支援員（各小中学校）及び小中学校の学校図書館支援員を継続して配置しています。  
 なお、本年度から向日市立小中学校共同学校事務室を設置しております（設置校：西ノ岡中学校）。

学校名	事業・内容等	年次	公開日等	
向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（算・英）」 <b>新規</b> まなび・生活アドバイザー（元教員） 週27h （事務の共同化に向けた研究） （小中連携英語科5・6年） *SC、心の居場所サポーター、スクール・サポート・スタッフ（以下SSS） *心の相談サポーター	1/1	
	府配置		1/1	
	（府配置）		1/1	
	（府配置）		1/1	
	市配置		1/1	
第2向陽 小学校	国指定	教育課程実践検証協力校事業（算数） <b>新規</b> 「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（算・英）」 <b>新規</b> 学力充実指定校 <b>新規</b> （小学校英語専科） *心の居場所サポーター、SSS *心の相談サポーター	1/1	
	国指定		1/1	
	局指定		1/1	
	（府配置）			
	市配置			
第3向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（算・英）」 <b>新規</b> 不登校児童生徒支援拠点整備事業（SCの配置 週4h） 事務の共同化に向けた研究（事務加配拠点校：向陽） 特別支援教育充実事業（講師の配置 週27h） 学力充実指定校 （小学校英語専科） （小学校理科専科） <b>新規</b> （小中連携音楽5・6年） *心の居場所サポーター、SSS *心の相談サポーター	1/1	
	府配置		1/1	
	府配置		1/1	
	府配置		1/1	
	局指定		1/1	
	（府配置）		1/1	
	（府配置）		1/4	
	（府配置）		1/1	
	市配置			
第4向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（算・英）」 <b>新規</b> 小学校英語専科教員の配置（3向） （小中連携音楽5・6年） *心の居場所サポーター、SSS *心の相談サポーター	1/1	
	府配置		1/1	
	（府配置）		1/1	
	（府配置）		1/1	
	市配置		1/1	
第5向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（算・英）」 <b>新規</b> 令和3・4・5年度「絆の作り手育成プロジェクト研究校」 特別支援教育充実事業（講師の配置 週27h） （小中連携英語5・6年） *心の居場所サポーター、SSS *心の相談サポーター	1/1	
	府指定		2/3	
	府配置		1/1	
	（府配置）		1/1	
	市配置		1/1	
第6向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（算・英）」 <b>新規</b> 令和3・4年度「CBT調査システム構築・活用実証研究」 小学校英語専科教員の配置（2向） 特別支援教育充実事業（講師の配置 週27h） *心の居場所サポーター、SSS *心の相談サポーター	1/1	
	府指定		2/2	
	府配置		1/1	
	府配置		1/1	
	市配置		1/1	
勝山 中学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（数・英）」 <b>新規</b> 令和3・4年度「学びの深化プロジェクト実施校」 令和3・4年度「CBT調査システム構築・活用実証研究」 まなび・生活アドバイザー（SSW）の配置（拠点校 週8h35分） *SC *心の居場所サポーター、SSS *心の相談サポーター	1/1	
	府指定		2/2	
	府指定		2/2	
	府配置		1/1	
	市配置			
西ノ岡 中学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（理・英）」 <b>新規</b> 「未来の担い手育成プログラム研究校」 <b>新規</b> 「学校図書館の機能充実のための実践研究」 <b>新規</b> 向日市立小中学校共同学校事務室 <b>新規</b> 学力充実指定校 <b>新規</b> *SC *心の居場所サポーター、SSS	1/1	
	府指定		1/3	
	府指定		1/1	
	府配置		1/1	
	局指定		1/1	
	（府配置）		1/1	
寺戸 中学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（理・英）」 <b>新規</b> *立命館大学との連携協力校<教職員大学研修校>講師の配置 *SC、心の居場所サポーター、SSS *通級指導教室担当教員 <b>新規</b> *心の相談サポーター	1/1	
	（府配置）		1/1	
	（府配置）			
	（府配置）			
	市配置			

（ ）は、兼務先の学校です。